

平成26年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成26年9月9日 午前10:00

○散 会 午後 3:12

○出席議員（20名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
7 番 佐 藤 敏 雄	8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武
10 番 千 田 正 英	11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子
13 番 中 川 光 博	14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄
16 番 大 谷 貞 廣	17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和
19 番 鈴 木 斌次郎	20 番 伊 藤 榮 悦	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 菅 原 一 兼教育総務課長	会 計 管 理 者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 関 谷 良 広 (部長待遇)
総 務 課 長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財 政 課 長 菅 原 剛	産 業 課 長 小 玉 隆
都市建設課長 渡 部 智	学校教育課長 工 藤 素 子
生涯学習課長 川 上 裕 隆	スポーツ振興課長 村 上 久 尚

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 清 孝 議会事務局次長 鈴木 整

平成26年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成26年9月9日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（伊藤榮悦） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回潟上市議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は発言席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順番は、4番小林 悟議員、1番鑑 仁志議員、8番藤原典男議員、18番菅原久和議員、7番佐藤敏雄議員の順に行います。

4番小林 悟議員の発言を許します。

○4番（小林 悟） それでは、一般質問の機会を与えられました。どうもありがとうございました。また、定例議会を準備されました職員の皆様、ご苦勞様でございます。

そして、傍聴席の皆様、誠にご苦勞さんでございました。

壇上からは、3つ質問致します。

1つ目は、石川理紀之助翁の顕彰について、2つ目は、元木山公園環境整備について、3つ目は、昭和町誌・飯田川町史についてを質問致します。

最初に、石川理紀之助翁の顕彰について質問致します。

農村の救済と農業振興にその生涯を捧げ、明治の聖農と称されております我が郷土の先覚者石川理紀之助翁の功績については、潟上市民はもちろんのこと、秋田県民の誇りとするものであります。

石川理紀之助翁については、かつて福田康夫元首相が施政方針演説で「井戸を掘るなら、水が湧くまで掘れ」という言葉を引用したことにより、全国的に脚光を浴びたこともありました。そして、今年の1月から3月にかけて、わらび座においてミュージカル

「リキノスケ、走る！」が上演され、改めてその業績が全県的に知れわたったことと思います。今こそ翁の教えを潟上市の地域づくり、産業振興、教育文化振興、ひいては潟上市の次代を担う人づくりに生かしていくときではないでしょうか。

そこで、ご質問ですが、次の4点について市長のお考えをお伺い致します。

1) 石川理紀之助翁が明治35年、同志7人とともに半年の間、地域づくりを指導した宮崎県山田町、現在の都城市では、平成8年に地域の人々が「石川理紀之助翁の地域づくり、人づくりの精神を決して忘れてはならない。」ということで翁の胸像を建立しております。地元である潟上市においても、翁の精神を未来に伝えていくべく、胸像の建立について検討をされてみてはいかがでしょうか。市長のお考えをお伺い致します。

2) 宮崎県都城市では、石川理紀之助翁の功績を地元の子供たちに伝えたいということで、市民による絵本「秋田からの爽風（かぜ）」の朗読活動や、市民による石川理紀之助翁の功績をテーマとした創作劇なども行われております。石川理紀之助翁が指導に訪れた都城市との交流による地域づくり、人づくりについて、検討されてみてはいかがでしょうか。市長のお考えをお伺い致します。

3) 平成27年度は石川理紀之助誕生170年の年となります。合併前の旧昭和町では、平成7年度に生誕150年と銘打って、いろいろな事業を行っております。平成27年度に生誕170年記念事業を実施するお考えがあるのかどうか、お伺い致します。

4) もし、生誕170年記念事業を実施する予定であれば、事業内容の検討や、それに伴う予算的なこともあり、時間的にかなり厳しくなると思いますが、具体的なタイムスケジュールについて教えてください。

次に、2つ目元木山公園環境整備について。

元木山公園の状態については、昭和地区の住民の方々から「もう少し、整備してもらえないか。」という声があるのを市長はご存じでしょうか。元木山公園については、指定管理で行っているということのようですが、指定管理から外れた部分についての管理について、次の2点についてお伺い致します。

1) 八郎潟遭難者の供養碑のある高台からは、かつては大久保地区はもちろんのこと、八郎潟、寒風山、真山等が一望でき、昭和地区で一番の眺望地でありましたが、最近では、高台周辺の樹木の繁茂が著しく、かつての眺望はできないような状況になっております。同じく、三角点のある反対側の三吉神社元木山分社の周辺も樹木の繁茂が著しく、豊川方面、そして野球場、陸上競技場の眺望ができないような状況になっております。

この状況を何とか解消できないでしょうか。

2) 昭和地区の多くの住民にとって元木山公園は、ウォーキングや散策などを通して自然と親しんだり、リフレッシュできる大切な空間となっていると思います。利用者の中には、公園の中に足を一步踏み入れ、緑と自然を楽しみたいと考えている人もいます。公園内も散策できるよう、園内通路の整備も実施してはどうでしょうか。

次に、3つ目、昭和町誌・飯田川町史について。

旧3町が合併して10年になりました。この10年間でいろいろなことが調整されてきたと思います。合併当時、旧3町の町誌(町史)編纂については、途中までと伺っております。合併後、天王町誌は平成20年度から編纂作業に入り、平成22年度に完了しております。

そこで、ご質問ですが、昭和60年で終わっている昭和町誌と平成11年度まで終了の飯田川町史の残りの部分については、どのように考えているのかお伺い致します。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長(伊藤榮悦) 当局より答弁を求めます。菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長(菅原 一) 4番小林 悟議員の一般質問の1つ目、石川理紀之助翁の顕彰について、お答え致します。

1点目の「石川理紀之助翁の胸像の建立」について申し上げます。

ご質問にあるとおり、農聖・石川理紀之助翁は、農村の救済と農業振興にその生涯を捧げた郷土の先覚者として、潟上市民を初め県民の誇りであり、石川理紀之助翁の遺徳や遺訓から教を学ぶことは、私たちが社会で生きていくために、その教訓は大いに生かされていくものと思います。

宮崎県都城市では、石川理紀之助翁の精神を決して忘れてはならないということから胸像を建立しておりますが、本市においては、石川理紀之助翁の彫刻品として、潟上市郷土文化保存伝習館に全身の「石川理紀之助翁の面影」の彫刻があり、昭和庁舎には等身大の「農聖石川翁」を展示しております。既存の彫刻につきましては、今後、現庁舎利活用を踏まえ、郷土文化保存伝習館への移設展示を考えておりますので、新たに胸像を建立する計画は、現在はございません。

2点目の「石川理紀之助翁が指導に訪れた都城市との交流による地域づくり、人づくりについて」申し上げます。

宮崎県都城市は、石川理紀之助翁が明治35年に、当時の宮崎県庄内村において農業指

導を行った地であり、近年は市民による絵本「秋田からの爽風（かぜ）」の制作や朗読活動、市民グループによる創作劇などに取り組んでおります。

本市と都城市とは、平成23年度の「食菜館くらら」オープン時において、産地間交流として「道の駅」や地域イベントなどの農産物販売を実施し、都城市「復興まつり」には、潟上市物産販売や「新関ささら」が赴き、観光・文化交流を実施しております。

また、同年秋には都城市の市民による「ひだまりの会」が大豊小学校と飯田川小学校を訪れ、紙芝居の朗読活動を通して小・中学生との交流を始めております。

平成24年度からは、都城市の市民有志による「山田のかかし笑劇団」が本市の小・中学校を訪問し、創作劇や吹奏楽との交流イベントを通じて、改めて石川理紀之助翁の偉業に触れ、学んでおります。

今年1月18日から3月20日までの期間、潟上市及び潟上市教育委員会などの共催による「わらび座ミュージカル『リキノスケ、走る！』」をたざわこ芸術村で上演しました。期間中、小劇場で過去最高の観客8,189名を記録し、石川理紀之助翁の教えを県内外に発信しました。

本市では、こうした実践活動や学校教育を通じて積極的に支援しながら、次代を担う子供たちに郷土の偉人「石川理紀之助翁」の偉業を伝え、今後も交流による地域づくり、人づくりに寄与してまいりたいと考えております。

3点目と4点目の「石川理紀之助翁生誕170周年記念事業」について申し上げます。

石川理紀之助翁は、弘化2年（1845年）に秋田市奈良家に生を受け、慶応元年（1865年）に現在の豊川山田の石川家に養子となり、大正4年に71歳で没するまで、生涯にわたり農村救済と農業振興に尽くされた郷土の偉人で、来年には生誕170年を迎える節目の年となります。平成7年には、旧昭和町において石川翁遺跡保存会や石川翁顕彰会の各会員、地域住民代表者による実行委員会を組織し、生誕150周年記念として記念式典の開催や記念誌の発行、記念短歌大会、県種苗交換会特別展示などを実施しております。

郷土の先覚者・石川理紀之助翁の生誕を祝う記念事業は大変意義あるものと認識しておりますし、先人の偉業を学び、後世に伝えることは私たちの責務でもあります。本市において生誕170周年記念事業を実施する場合は、石川翁顕彰会や地域住民などによる協力、開催が不可欠となります。

先般、「石川翁命日祭」が中止になったとの報道がありました。昭和豊川山田の八幡神社の氏子と宮司の間で命日祭の運営方針がまとまらず、今年は中止となりました。ま

た、中止については顕彰会会長より丁寧なる書面を市に届けられております。石川翁顕彰会では、来年の命日祭などを開催するための体制を整えることとしていることから、今後の状況を注視しながら、関係者らと協議・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 4番小林 悟議員の質問の2つ目「元木山公園環境整備について」お答えを致します。

1点目の遭難者供養碑のある高台及び三角点のある高台からの眺望確保につきましては、ご存じのとおり、かつては眺望が開けておりましたが、各高台の斜面樹木の成長繁茂により、その眺望が遮られてしまったものでございます。高台よりの見晴らしを確保するためには、斜面樹木の伐採・伐倒が必要となりますが、斜面は急勾配で、人力で登ることは困難でございます。そこでの作業となりますと相当の危険を伴うことが予想されます。また、伐採・伐倒が可能となった場合でも、急斜面を支えている植物が失われることになり、地すべりや斜面崩壊が想定されます。特に西側斜面は、過去に崩落し、公園に至る道路を越え農地に土砂が流れ込んだ経緯がございます。

以上のことから、各高台の眺望確保には、慎重にならざるを得ないことをご理解いただきたいと思っております。

しかしながら、公園を利用する方々が気持ちよく公園を利用できる環境につきましては、今後も配慮していきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

2点目の公園内を散策できる公園通路の整備につきましては、ご指摘のとおり公園の存在は市民の健康増進に大きくかかわっていると捉えております。元木山公園には、整備時に散策路が設けられておりましたが、年々そこを利用する方々が減少し、草木が生えるなど荒れた状態となっております。この散策路の再利用の可否を含め、今後、可能な限り対応していきたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 一般質問の3つ目「昭和町誌・飯田川町史について」お答え致します。

旧昭和町の町誌につきましては、昭和61年に昭和町誕生30周年記念事業の一つとして刊行し、旧昭和町の郷土の成り立ちや、文化、産業、政治、経済の移り変わり、また、

先人諸賢の足跡などが記録されております。

旧昭和町の昭和60年までの歴史の収録という意味では、この町誌で賄われているものと考え、昭和61年から平成17年に合併して潟上市になるまでの町のあゆみの記録というところでは、閉庁を記念して刊行致しました記念誌「故郷昭和」で補完されているものと捉えております。

また、旧飯田川町の町史につきましては、平成12年に発行されておりました、以降合併までの町のあゆみの記録という点では、閉町を記念いたしまして刊行されました記念誌「いたがわ町制70年のあゆみ」で補完されているものと捉えております。

このようなことから、新たに昭和町と飯田川町の町誌（史）を編纂するという事は、今のところ計画しておりません。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 元木山公園の整備につきましては、ただいま産建部長がお答えしましたが、産建部長のとおり大変難しい問題を含んでおります。

しかしながら、これは今までこのご質問の箇所を手を加えてこなかったというのが現状だろうと思います。しかしながら、元木山公園は、昭和のシンボリックな存在でありますので、可能な限り、できることから政策を考えていきたいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） 再質問ありますか。はい、4番。

○4番（小林 悟） ありがとうございます。

まず、今、国ではですね9月3日、安倍改造内閣が発足し、元気で豊かな地域の創生と、全力を挙げると公約しております。そして、地方創生担当相として石破茂氏を起用しております。地方創生とは、地域に合った人口減少対策や地域活性化に取り組むことでもあります。政府のまち・人・仕事創生本部では、地方での雇用創出や出生率を高める具体策の検討、それから、これまでの地域再生の検証に取り組むとしております。これからは地域がみずから地域再生策を探り、その地域に合った具体的な政策を展開していく時代となっていると思います。

潟上市においても、これまでの地域再生策を検証し、地方の再生に向けた具体的な検討が必要であると思います。そのためには、石川理紀之助翁の教えでありますまちづくり・人づくり・ものづくりが一つのヒントとなると思います。この後、新たな総合発展計画の作成の中でも、しっかりとそのことを生かしてもらえればと思っていますので、

宜しくお願ひしたいと思ひます。もし市長、何かご意見ありましたら、ひとつお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 全くそのとおりでございます。我々も今の石破大臣の方針が詳細に決まった時点において、県も市もそれぞれの対応というものを求められると思ひますので、今からしっかりと頭に入れながら準備していききたいと。そして、何よりも今、人口減少問題は、もう国家的プロジェクトになったということ踏まえながら、いろいろな政策を考えていききたいと思ひています。

○議長（伊藤榮悦） はい、4番。

○4番（小林 悟） 以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって4番小林 悟議員の質問を終わります。

次に、1番鑑 仁志議員の発言を許します。はい、1番。

○1番（鑑 仁志） どうもおはようございます。質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございました。

傍聴者の皆さん、本当にご苦勞様でございます。

私から3点ばかり質問させていただきます。1つ目は、水害後の対策について、2つ目は、川へのごみ捨て対策について、3つ目は、飯田川グラウンドゴルフ場及び野球場の駐車場確保についてであります。

水害後の対策について質問致します。

昨年9月、飯田川下虻川中町で、豪雨のため床上浸水・床下浸水と、かつてない水害に遭いました。消防団の夜通しのポンプ排水のおかげで、翌日落ち着くことができましたが、まさかここまでとは予期せぬ出来事に、住民は不安を抱え、対策を願ひ出ております。U字溝の拡幅及びU字溝の破損修理、U字溝のかさ上げ、さらに十字路に集まる雨水の量が多く、処理しきれずゆえの水はけの通路の改善、関連して、川の中に繁った木がスムーズな流れを阻害していると、様々な意見がありました。

私は、8月に入ってからのごずついた雨に、昨年9月の被害が脳裏をかすめ、雨の都度、状態を把握すべく見回りしましたが、幸いのことに、この度は胸をなで下ろしました。

一つには、降水量が少なかったこと。2つ目として、担当職員への対応である。要望の

一つが片づいていたのであります。下虻川豊川橋より下流へと八郎湖に向かう川の中は、雑木が繁茂し、川幅が狭く、スムーズな流れを阻害していましたが、最近は大きな柳の木や雑木が見当たらず、岸边に寄りついた雑草の茂みはあるものの静かに流れていました。住民の願いに対して、一歩進んでくれたことにお礼申し上げる。二歩、三歩と住民の声を吸い上げて速やかな対応をお願いします。

今後、どのような対策をお考えでしょうか。様子見というところでしょうか、お伺いします。

2つ目、川へのごみ対策について。

最近、川へのごみ捨てが多く、目に余るという。軽トラックや二輪車で川面が大きな音を響かせるほどのごみを、素知らぬ顔で何事もなかったかのように立ち去っていく。目撃者はいるものの、気まずさから遠慮したという。

先日、散歩中の主婦が、まさに軽トラックのごみを発見し注意したところ、「お前何だ。」と反対に恫喝されたという。

豊友会の立派な看板もあります。八郎湖の水質を守ろうと頑張っている組織もあります。もはや個人のモラルなど忘却の彼方かと申すべきでしょうか。毎日のように小袋のごみがプカプカ浮かび、茂みに見え隠れしています。ひどいごみの堆積は流れを阻害するでしょう。近隣の町では、赤色灯ならぬ緑のランプを回し、見回りしているという。当市でもボランティアを募り、車体にステッカーを貼ったり、監視員に腕章を与えて見回りするとか、一目でわかる何らかの方法をとるべきと思い、一般の方々が車体番号を控えようと、わざわざペンやカメラを持って散歩でもあるまいし、当局の考えをお伺い致します。

3つ目、飯田川グラウンドゴルフ場及び野球場の駐車場確保についてであります。

グラウンドゴルフ場では、ご高齢の方々が楽しく練習や大会を開き、活気を呈しています。野球場では、学童たちの練習や大会、さらに社会人野球大会など、ともに活気にあふれた場所でもあります。

しかし、駐車場が狭く、父兄から学童の送迎や大会の際には苦勞するとのこと。付近住民の方が所用でも動けず、右往左往する状態でもあります。この度、町内連絡会と住民から用地確保の要望がありました。現在の駐車場隣に空き家1軒と、さらに持ち主が異なりますが畑があります。合わせて120坪ぐらいと目測しましたが、駐車台数にしては十二、三台かと、小面積ですが住民は交差やUターンもでき便利だと青写真を描

いています。現況を踏まえ、用地を確保し、駐車場緩和へと提案するものでありますが、当局のお考えはいかがでしょうか。宜しくご答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 1番鑑 仁志議員の質問の1つ目「水害後の対策について」お答えを致します。

昨年9月の豪雨による飯田川下虻川中町町内会の浸水被害について現地を調査した結果、原因の一つとして、本来、豊川へ抜ける排水路のフラップゲートふたが豊川の水位が上昇すると閉じ、河川からの逆流を防ぐはずのものが、閉じないように細工されていたことによるものが一つの原因でございました。住宅地に河川から逆流し、浸水被害につながったものと考えております。直ちにフラップゲートふたを開閉するようにしたところ、正常に機能しております。

水害に対する対策としましては、ご承知のとおり、豊川河川堤防の草刈りを実施しております。これは豊川の管理者である秋田県が行うべきものでございますけれども、市民の安全を考え、市が行っているものでございます。また、地区内を流れている雨水を対象とした下虻川都市下水路の豊川へ排出するゲートの開閉装置の不具合を解消すべく、近々、対策を施します。以上により、この地区の浸水被害は、ある程度軽減できるものと考えております。このような適正な管理に基づく対策はもちろんですけれども、近年の豪雨等に起因する水害等の根本的な解決には、地区全体の詳細な雨水排水に関する調査解析と整備計画によるものが必要と考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 一般質問の2つ目「川へのごみ捨て対策について」お答え致します。

ごみのポイ捨てや不法投棄については、本市に限らず悩ましい問題ではありますが、まずは、ごみを捨てられない環境を作ることが大切なことと考えます。

本市の取り組みとしましては、環境保全条例に基づき、自然環境の保全と快適な生活環境づくり及びごみの不法投棄防止など、環境保全の励行を推進するため、ボランティアとして潟上市環境巡視員80名を委嘱し、普段から不法投棄などがあった場合の指導及び啓発などの活動をしていただいております。活動の際には腕章と身分証明書の携帯をお願いしております。

また、未然防止策として不法投棄禁止の看板設置や天王・昭和・飯田川の各地区に2人、合わせて6人のごみの不法投棄監視員によるパトロールなどを年2回実施しており、軽微なものはその場で回収しますが、状況によっては警察署へ連絡し被害届の提出等の対処をしております。

今後、目撃情報のあった場所や頻繁に捨てられる場所については、市職員・環境巡視員による防犯指導車、ステッカーやのぼり旗などを付属した車両でパトロールを実施するなど、引き続きごみ捨てるの防止に努めるとともに、不法投棄を目撃された場合は、速やかに警察署、もしくは生活環境課に通報いただくよう市民へ周知してまいります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） 一般質問の3つ目「飯田川グラウンドゴルフ場及び野球場の駐車場確保について」お答え致します。

飯田川球場は、昭和56年度に飯田川南グラウンドとして開設され、地域の野球愛好者やスポーツ少年団の野球の練習や大会などに多く利用されておりますことは、皆様ご承知のことと存じます。

また、二荒山グラウンドゴルフ場は、八郎瀉ハイツのサッカーグラウンドを改修し、平成15年4月からグラウンドゴルフ場として利用しております。

駐車台数は、野球場とグラウンドゴルフ場の間にある駐車場が45台、八郎瀉ハイツ側の山際に30台となっております。

野球場の利用者は、平成22年度までは5,000人から6,000人程度で推移しておりましたが、平成23年度が3,600人、平成24年度は2,800人、平成25年度は1,770人程度と大幅に利用者が減ってきております。

グラウンドゴルフ場は、開設時の利用者が5,000人程度でしたが、平成20年度の1万386人がピークで、現在8,000人から9,000人の間で推移しております。

二荒山グラウンドゴルフ場は、通常時は一日の利用者が30人前後であることから駐車場の混雑はございませんが、野球場での大会やグラウンドゴルフ場での大会が重なったときは、鑑議員がご指摘のとおり駐車場が混雑し、付近住民の通行に影響を与える場合があります。大会などを開催する団体には、周辺駐車場が満車の場合は八郎瀉ハイツの駐車場を利用させていただくよう指導しているところですが、多少距離があるため、路上に駐車する来場者もいることから、駐車場までの誘導や路上駐車をさせないよう係員を

配置するなど、大会を主催する団体からも協力をいただきながら、利用者や地域住民に迷惑のかからないように努めているところであります。

鑑議員からのご提案をもとに、緑地帯や道路なども含めて、どのように駐車スペースを確保できるか、前向きに検討させていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 1番、再質問ありますか。はい、1番。

○1番（鑑 仁志） 今、産業建設部長の方から伺いましたけども、これは今、秋田県の方でやるんだけど、今、市でやっておると。それで、後で調査すると。いつごろ調査して、いつごろをめどにこれが、調査報告書ができるのか。

それから、3つ目のグラウンドゴルフ場ですけども、今・・・

○議長（伊藤榮悦） 1番、一つずつ、1番から順序にお願いします。一問一答方式ですので。

産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 1番鑑 仁志議員にお答えを致します。

調査につきましては、下水道の関係がございませうけれども、この関係で、今年から来年にかけて調査等を含めて考えていきたいということで今現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、1番、質問ありますか。

○1番（鑑 仁志） 3つ目の件でございますけども、今、人数は大分減ってきているような感じはしますけど、私の言いたいところは、1軒の空き家があるために、そしてその隣に畑があるということで、非常に大会とかいろいろゴルフ場やるときに交差ができないというために、私はあそこの一軒家の持ち主と畑の持ち主と話し合っ、あそこを市の方で買って駐車場にしたらいかがですかという質問です。そこの辺をもう一回教育部長の方から、しっかりご答弁を求めたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） 1番鑑議員にお答え致します。

野球場やグラウンドゴルフ場周辺には、駐車場として利用できる緑地部分もあり、それを整備、活用できないか、また、グラウンドゴルフ場のすぐそばに、先ほど話があったとおり空き家となっている民家や畑も存在しているということから、そのことも含め

て前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、1番。

○1番（鑑 仁志） 教育部長にもう一回伺います。そうすると、今、検討しますということですので、いつころからこれをめどを検討していくのか、そこら辺のところをしっかりと説明いただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 菅原教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（菅原 一） この後、用地の地権者、それから空き家の地権者等を調査しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これをもって1番鑑 仁志議員の質問を終わります。

次に、8番藤原典男議員の発言を許します。はい、8番。

○8番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

早朝くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、本当にご苦労様です。

そしてまた、9月議会を準備されました市長初め職員の皆さん、本当にご苦労様でございます。

私は、広島市で起きた大雨での土石流により亡くなられた皆様のご冥福をお祈りしたいと思います。

この結果、本市でもまた教訓を学ばなければいけないと思いますので、以下により、災害対策ということで質問致しております。

それでは、私の質問ですが、1つ目は、本市での自然災害対策について、2つ目は、歴史的文化遺産や伝統芸能などの保存・伝承について、3つ目は、市民の財産を特殊詐欺から守ることについて、3点について伺いたいと思います。

1つ目、本市での自然災害対策について。

集中豪雨による土石流対策について。

8月19日から広島市安佐北区を初め50カ所以上で発生した短時間での大雨による土石流での土砂災害は、一瞬にして多くの住宅を襲い、人命を奪いました。集中豪雨により山が崩壊し、その地域に住む人々の財産と生活、命を奪う自然災害の恐ろしさ脅威に、改めて自然への恐怖を感じ、この災害が再び起きないようにするのも人間の備え、知恵で解決できるものと思う次第であります。

政府は8月24日の閣議の中で、土石流などの大規模災害発生に備え、対象となる「警戒区域」を都道府県があらかじめ指定しやすくするため、土砂災害防止法を改正する方針で、秋の臨時国会に提出する方針を固めました。

局地的豪雨により多数の死者・行方不明者を出した広島市の災害現場は、多くが警戒区域に指定されておらず、対策が遅れた可能性が指摘されております。全国では危険箇所52万件以上と言われている中で、指定は35万件程度にとどまっていると言われております。本県においても、以前は北秋田市での冠水被害や最近ではJR五能線の岩館・深浦間が8月6日から29日まで、集中豪雨の被害により復旧のための運休となりました。本市では、豊川地域や飯田川地域の一部が山を背に家屋が並んでおります。急傾斜地域での対策はとられてきていると思われませんが、それ以外の地域についても、改めて見直すことも必要ではないでしょうか。法の改正では、地質調査や土壌調査も行う必要性が謳われるようです。地質調査等の必要性はあるのではと思いますが、この点について伺います。

ある自治体では「空振りでもいいから」ということでインターネットでの雨雲の動きに注目し、雨が降る前から高齢者宅に連絡をして避難させた結果、全員助かったということもテレビで報道されております。集中豪雨で土のにおいが臭い、地響きがするという事で避難して助かった事例もあります。情報の伝達方法、避難の方法、体制などについても策を講じる必要があると思いますが、これらのことについて当局の見解と今後の対応を伺いたいと思います。

次に、津波被害に対する避難対策について伺います。

既にご承知のように、国は日本海の秋田県沖を震源地とする地震による津波到達予想時間と津波予想高さを発表しました。以前秋田県で発表した数値とは大きな違いがありますが、計算の基になる対象の違いからということのようです。将来、東日本大震災のような地震での津波が日本海側にも来るのか来ないのか、その可能性と確率については学者により様々ですが、自治体としてどのように対策をし、被害を最小限にとどめるにはどのように取り組んでいいのか、方策に余念がないと思います。既に本市においても、去年、津波避難タワーの研修視察を関係する町内会の代表の方々と当局とで現地視察してきており、避難方法や考え方についても研修を重ねてきたものと思います。議会でも所轄の委員会だけにとどまらない研修視察も行ってきました。津波避難タワーの建設には、関係する町内会の意見も踏まえ、当局はどのようにお考えなのか、見解を伺いたい

と思います。

また、当局としては先進地研修を踏まえ、避難方法や町内会の自主防災組織での取り組みについて、進捗状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

3つ目、災害における消防団員の活躍と現状について伺います。

市長の行政報告では自主防災組織のことについて述べられておりました。この1年間の取り組みは評価できるものであると思います。それと同時に、災害の被害拡大防止や救助に消防団員の活躍も見逃せません。先の新聞発表によれば、県内の消防団員は1万7,491人で過去最少で、昨年より53人減となり、減少の一途をたどり、15市町村は減少しており、25市町村では定数1万9,583人の充足率は89%であると報道しておりました。火災や地震などの被害拡大を防ぐ目的で住民有志により構成されております。災害復旧や救助ではボランティアも必要ですが、消防団員の力も大きいものがあります。住民の安全・安心を守る観点からも、消防団員の日頃の結束、活動にも目を向ける必要があると思いますが、本市の充足率や日頃の訓練に対する見解を伺います。

また、企業の従業員から複数の消防団員を出すなど協力している場合には、落札での企業の総合評価に加点するとか報奨金を支給する県内の自治体もありますが、本市での見解、取り組みについてはどうなのか伺いたいと思います。

次に、質問の2点目、歴史的文化遺産や伝統芸能などの伝承・保存について伺います。

平成17年3月に旧天王町、昭和町、飯田川町が合併し、それまで旧町で保存・伝承されてきた有形・無形の文化財の史跡、天然記念物が潟上市に引き継がれることになりました。私はこれらの有形・無形の文化遺産や史跡天然記念物の保存、伝承、そして小学校・中学校はもちろんのこと、生涯教育でも本市の歴史を知っていただくために、提案なり、質問をさせていただきます。

本市では国指定の重要文化財が4件で、小玉家住宅、神明社観音堂、八郎潟漁撈用具、東湖八坂神社祭りの統人行事があり、秋田県指定の有形文化財は八郎潟出土くり船と史跡である石川理紀之助遺跡、そして市の有形文化財は、建造物や絵画、考古資料、歴史資料、民族文化財に分けられ、供養塔や塚、石蔵など、また、無形民俗文化財として新関ささらと天王一円のナマハゲ行事、史跡では佐竹藩御休所跡、菅原源八翁筆塚、豊川油田網堀式1号井跡など7件、天然記念物では佐竹公お手植の槻の木、天王大崎のもち肌もちの秋田杉など10件などが指定されております。菅原源八翁の筆塚は記憶に新しいところですが、これらの今後の修復の必要性はどうでしょうか。文化財の視聴覚での保存も

必要と思います。この点について見解、今後の取り組みを伺います。

最近、一般新聞にも掲載されましたが、古くなった昭和元木山にある本市指定の有形文化財である萱ぶき両中門造民家を、今後どのようにするのか伺いたいと思います。これ以外にも、私は次の世代に残すために受け継がれてきた歴史ある伝統文化なども指定して、小・中学校の本市の歴史教育やシニア世代の生涯教育としてDVDに画像として記録し可視化すべきものが多々あるのではと思います、提案させていただきます。

例えば、先日、市の盆踊り大会が盛大に行われました。盆踊りの種類もいろいろあるようですが、歌える方はそんなに多くはないと聞いております。歌い手を増やすためにも、まずは市が主導し、歌の歌詞を記録することから始めるべきではありませんか。後継者の養成に配慮した方がよいと思いますが、この点についても伺います。

また、本市には他の市町村からたくさんの行政視察やお客様が来ますが、私も議会での当該常任委員会の取り組みで、いろいろな課題での行政視察をさせていただいておりますが、多くの行政視察先の市町村では、それぞれの市の紹介に画像編集されたDVDを制作し、市民向けに限らず訪問された方にも視聴覚の取り組みがされております。本市の紹介を兼ねて、有形・無形を含めた史跡やお祭り、石川理紀之助翁の紹介なども入れたプロモーションビデオを、新庁舎の紹介も入れながら制作した方がよいと思いますので、これについて提案いたしますが、どうでしょうか。

本市では大きなお祭りとして統人行事、八郎祭り、鷺舞祭り、新関ささらなどがありますが、お祭りのしきたりがそれぞれあると思います。それら関係する会の皆様の協力をあおぎながら、文章化し画像化する必要があるのではないのでしょうか。次の世代に引き継ぐとすれば、今こそ市の取り組みが必要と思われれます。実施するとすれば、労力、時間はかかるとは思います、見解を伺いたいと思います。

次に3つ目、市民の財産を特殊詐欺から守ることについて伺います。

全国の警察が今年6月までの上半期に把握した特殊詐欺の被害額は268億2,950万円で、去年同期より56億円多い27%増となっております。年間では500億円近いお金が詐欺により奪われております。特に架空の投資や債権の代金を請求する手口が2.8倍にも増えたとしています。

一方、金融機関やコンビニ職員らが被害者に声をかけて阻止した額が135億円あり、実害の半分に相当する規模ですが、発覚していない事件もあると見られ、実際の被害額はもっとあるのではと思われれます。

振り込め詐欺の種類は、1つ目、オレオレ詐欺（恐喝）事件、これは電話を利用して親族、警察官、弁護士などを装い、交通事故の示談金等の名目で現金を振り込ませるやり方。2つ目は、架空請求（恐喝）事件、これはインターネット等を利用して不特定多数のものに対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書を送りつけ、現金を預金口座に振り込ませるなどの方法でだまし取るやり方。3つ目は、融資保証金詐欺事件、これは実際には融資できないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金などを名目に現金を預金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺事件。4つ目は、還付金等詐欺事件、これは税務署や社会保険事務所等をかたり、税金の還付金等に必要な手続を装ってATMを操作させて、口座間送金により現金をだまし取る詐欺事件です。また、買もしない商品を送りつけて現金を請求する送りつけ商法などや、ヤミ金融もあります。特殊詐欺にかかわったとして逮捕、書類送検された者は、昨年同期より13%増の916人です。声掛けによる阻止と犯人の摘発が増えているにもかかわらず、被害に歯どめがかからないのは、犯行そのものが増えているためと警察庁では分析しています。

本県においても、そして本市においても巧妙な特殊詐欺の手口により大きな被害額が出ております。対象は高齢者の方が主ですが、年齢を問わず、このような特殊詐欺の被害に遭われることのないように対策を自治体としても取るべきではないかと思われまます。毎月の広報には、地域を担当する警察が交番ニュースで詐欺被害に遭わないように掲載しておりますが、担当課だけの業務にせず、町内会との取り組みも必要ではないかと思ひます。この取り組みを通し、地域から詐欺事件を撲滅するキャンペーン運動も必要ではないでしょうか。平成19年に第168回国会において可決、成立した「犯罪利用預金口座等による被害回復分配金の支払等に関する法律（通称、振り込め詐欺救済法）」に基づき、振り込んだ口座の残高や被害額に応じて被害回復分配金の一部の支払いを受ける制度もお知らせしていくべきではないでしょうか。今後の本市での特殊詐欺事件での被害をなくすための方策について伺ひます。

以上、宜しく答弁お願ひします。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 8番藤原典男議員の一般質問の1つ目「本市での自然災害対策について」お答え致します。

1点目の集中豪雨による土石流対策についての「豊川地域や飯田川地域の急傾斜地に

指定されている以外の地域について、危険箇所を見直すことも必要ではないか」とのご質問ですが、現在、国で土砂災害防止法の改正を進めている状況ですので、今後の法改正を受け、秋田県地域振興局と綿密な協議のもと、指定地域の見直し等を実施していきたいと考えております。

また、地質調査等の必要性については、国土交通省のホームページに全国の「表層地質図」が公開されておりますので、今後、崩壊対策事業の実施が予定されない限り、本市としましては調査等の必要性はないものと捉えております。

避難の情報伝達方法並びに避難の方法、体制については、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、現在「潟上市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の素案を、秋田県、それから各市町村、気象台とワーキンググループを作りまして、作成に当たっているところでございます。

情報の伝達方法につきましては、防災行政無線や広報車並びに市職員、警察官、消防団員などの関係機関等による個別訪問、それに加えて、携帯電話等のメールの自動配信や地域住民の協力等により伝達してまいりたいと考えています。

避難の方法につきましては、それぞれの災害について避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令区分により、原則歩行により指定された避難場所へ市の災害対策本部、消防署、消防団による誘導の避難行動を策定しており、体制についても災害準備体制に始まり警戒体制、災害対策本部を設置することとしております。また、避難勧告等は空振りを恐れず早めに出すことを基本として、市民の生命財産を守ってまいりたいと考えております。

2点目の津波被害に対する避難対策についてお答え致します。

津波防災地域づくり法に基づき、8月26日、国の調査機関であります「日本海における大規模地震に関する調査検討会」により、津波断層モデルとあわせ最大津波高が公表されました。この津波断層モデルに基づき今後、県の津波被害想定調査が実施されます。その調査結果に基づき津波避難タワーの建設について検討してまいりたいと考えています。

また、5月26日に津波被害を想定した潟上市総合防災訓練において、新たに指定した自性院や天王中学校にて避難訓練を実施するとともに、自主防災組織による老人等避難困難者の避難訓練等を行っております。

3点目の潟上市消防団の現状をお答え致します。

全国的な傾向として消防団員の減少が顕著になっており、秋田県内の各市町村も同様ですが、本市においては、各分団ごとの退職団員の補充、市役所職員の加入促進が進み、9月1日現在、定員508名に対し488名が在籍し、充足率は96.1%となっており、県平均値の89%より高い数値となっております。また、合併時454名でありましたので、微増傾向となっております。

東日本大震災以降、地震による津波や近年の豪雨災害への関心が高まっている中、本市では平成25年4月に「消防団活動・安全管理マニュアル」を作成し、災害時の活動内容を明確化することにより日々の訓練の内容充実、普段の教養研修等も含め、団員の資質向上に努めているところでございます。

次に、消防団への協力企業への対応であります。総合評価につきましては、本市ではこれまで総合評価方式による発注を行った実績はありませんが、総合評価方式による入札を実施する際には、評価基準の決定が必要であり、地域貢献度の項目等で考慮できるものと考えております。

また、報償金等の支給は実施しておりません。

今後、企業の活動状況、近隣市町村の動向など勘案しながら検討してまいりたいと存じます。

また、経営規模の割合により消防団員として積極的に協力している事業所、またはその他の団体に対し、県の評価評点にかかわる消防団協力事業所表示証を交付し、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図っているところでございます。

質問の2つ目は、教育長より答弁しますので、引き続きすみませんが、3つ目について私から答弁させていただきます。

質問の3つ目でございますけれども、「市民の財産を特殊詐欺から守ることについて」お答え致します。

ご指摘のとおり特殊詐欺被害は全国的に増加しており、五城目警察署管内におきましても平成26年1月から7月末時点では3件1,600万円の被害が出ております。昨年1年間の被害が2件1,200万円ですので、既に昨年の被害額を上回っているのが現状であります。

市といたしましても、これを重く受けとめ、これまで適宜掲載であったものを、7月・8月・9月号の「広報かたがみ」におきまして継続して注意を促す記事を掲載しているほか、昨年は五城目警察署と市防犯協会のタイアップによる特殊詐欺被害防止キャ

ンペーンを4箇所で開催しております。本年も引き続き市内4箇所にて実施する予定であります。

また、生活環境課内に設置している消費生活相談窓口におきましても、本年において特殊詐欺らしき相談を受け、未然に防いだケースがあるほか、消費者行政出前講座を民生委員や町内会向けに実施し、啓蒙普及を図っておるところでございます。

また、「犯罪利用預金口座等による被害回復分配金の支払等に関する法律」の周知につきましては、被害者への対応となりますので、警察署の所管と考えております。今後関係機関との連携、連絡を密にし、広報等の掲載、消費生活相談の活用など、相談しやすい環境づくりに努め、詐欺被害の根絶につなげたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 一般質問の2つ目「歴史的文化遺産や伝統芸能などの保存、伝承について」お答えします。

1点目の「市指定の萱ぶき両中門造民家を今後どのようにするのか」の質問についてお答えします。

市指定有形文化財「萱ぶき両中門造民家」については、これまで補修が行われなかったことや長年の風雨にさらされ、萱の痛みが激しく、雨漏りがするなどして部分的な補修ができない状態にあることから、平成19年度以降、文化財保護審議会においては、これまで修復や解体・指定解除などについて検討してまいりました。

今年度、委託調査した結果、経年劣化と雨漏りにより痛みが激しく、調査対象とした構造材の60%程度が使用不可となっております。このことを踏まえ、文化財保護審議会にて協議をしたところ、「復元することに意義や価値を見出すことは難しい」との意見となりました。今後、教育委員会へ指定の解除等の取扱いについて、答申を行う予定となっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、「本市に受け継がれてきた歴史ある伝統文化などの文化財について」でございますが、未来を担う小・中学生やシニア世代の歴史教育、生涯教育のためにも、文化財指定制度を活用しながら保存保護を行うとともに、市ホームページに可能なものから順次公開することで可視化を進めるなど、今後検討してまいりたいと思います。

2点目の「盆踊りの歌詞を記録し、後継者の育成に配慮すべき」との質問についてですが、潟上市盆踊り大会は、旧天王町において天王グリーンランド祭りの前夜祭

として実施され、今年度で第9回目の開催となりました。大会では、場内の櫓において天王地区の大崎太鼓会有志による太鼓演奏、かけ唄とお囃子が会場を盛り上げ、多くの市民が仮装姿で盆踊りに参加しております。

「盆踊り」は、日本古来より伝統的な民俗芸能として地域ごとに伝えられ、太鼓やお囃子、かけ唄は、欠くことのできないものです。市内でも地域によって太鼓やかけ唄に多少の差異がありますが、市内の地域盆踊りによく用いられる「だがしこ」、「きたさか」、そしてかけ唄で「三勝」を伝統的な踊りとして継承することは大切であると認識しております。

今年度の市盆踊り大会では、会場の模様をビデオ撮影し、記録として保存しております。今後、人材の育成や民俗芸能の継承に活用し、事業の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

3点目の「史跡やお祭り、石川理紀之助翁の紹介なども入れたプロモーションビデオを新庁舎の紹介も入れながら制作した方がよい」とのご提案についてお答えします。

ご存知のとおり、潟上市は市制施行10周年を迎え、来年3月には新庁舎が完成する大きな節目を迎えます。今後、潟上市の文化や伝統、観光などを含めた「潟上市の魅力」を県内外に広く紹介し、新庁舎でも放映できるようプロモーションビデオの制作を検討させていただきます。

4点目の「続人行事、八郎まつり、鷲舞まつり、新関ささらなど、お祭りのしきたりなど文章化し、画像化する必要があるのではないか」との質問についてお答えします。

重要無形民俗文化財「東湖八坂神社祭の続人行事」につきましては、昭和62年度から平成元年度までの3カ年度にわたり、国庫補助事業にて保存資料を作成しているほか、映像記録としてのVTRが制作され、天王伝承館にて映像が公開されております。

また、市指定無形民俗文化財の「新関ささら」につきましては、国際教養大学が平成24年度に行った県内の民俗芸能についての調査対象となり、現在は「秋田民俗芸能アーカイブス」のホームページにて映像記録が閲覧可能となっております。これら指定文化財につきましては、今後も次世代に継承すべく、保存団体等と連携を図りながら、その手法を模索、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 再質問に入りますけれども、ここで暫時休憩したいと思います。20分まで休憩します。

午前 11 時 09 分 休憩

.....

午前 11 時 20 分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8 番、再質問ありますか。はい、8 番。

○8 番（藤原典男） 自然災害対策についてですけれども、集中豪雨による土石流対策ということで、今度、国の法律が土砂災害防止法というものを秋の臨時国会に出すということですが、さっきの答弁では急傾斜地以外でもちゃんと調査していくという見解、本市で述べられました。これは法律を待たずに、やはり準備していく必要があると思うんですが、今から準備していく必要があるということを私は思うんですが、そこら辺について伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 8 番藤原典男議員にお答えを致します。

この区域の設定については、県で行っているものでございまして、市と協議をして進めていくということでございます。その中で特に特別警戒区域というのが、今度、レッドゾーンという形で危険性が増すところになります。そういうところについては、今、県の方でも先般の報道でもありましたとおり、なかなか時間が、10年近くかかるという話がされています。やはりその調査についての状況というのは、大変時間を要するというので、県の方でもなかなか時間を要するというので、10年ぐらいかかるというのが先般の報道でされた状況でございます。

潟上市の場合は、やはり地域振興局との協議の中で今後、今現在指定されている箇所については、できるだけ早くというようなお願いはしますけれども、やはり全県的に全部という形になりますので、やはりそういう意味では県の状況を含めて、今後お互いに協議をしながら進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 8 番。

○8 番（藤原典男） 法律を待たずに、いろいろ時間かかることですから進めていった方がいいという、私そう言ったわけですが、まず豊川地域とか、それから飯田川地域は、背景に山ありますので、今の時点で危険区域以外でも、これはちょっと指定しなきゃいけないなと思うところ、もし何箇所、それから何世帯ぐらいというところをつ

かんでおりましたら、そこら辺はどうなんでしょうか、今の時点では。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 8番藤原典男議員の再質問にお答えを致します。

本市の場合ですと、急傾斜地の崩壊危険箇所が58箇所ございます。それから、土石流の危険溪流箇所が53箇所、それから地すべりの危険箇所が1箇所ということでございまして、やはり昭和地区・飯田川地区に多くなっているという状況でございます。

先ほど言いましたその3箇所の分の合計で、天王地区が7箇所でございます。昭和地区が70箇所、飯田川地区が35箇所ということで112箇所という形になっております。その箇所につきましては、県の方でその内容を把握して、本市の場合も地区の方々にも周知を図っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） 地区の方にも、いろいろお話ししているということですが、箇所数について理解できました。世帯数についてはどうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 8番藤原典男議員の再々質問にお答えを致します。

箇所数はありますけれども、世帯数までは現在把握をしていない状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） 危険箇所のことについては理解できました。

次に、地質調査、必要じゃないのかということをお聞きしましたけれども、国土交通省のホームページで全国の表層地質図というものが発表されているので必要がないということ。そういう答弁だと思いますけれども、これについては了解しました。

それから、避難勧告の判断とか、伝達マニュアルの作成については、今、作成中だというお話でしたけれども、いつごろまでというような目途について伺いたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 藤原典男議員の再質問にお答え致します。

今回の伝達マニュアルにつきましては、現在、ワーキンググループということで協議を行ってございますけれども、今の素案の中で活用できますので、いつというわけじゃ

なくて、今、防災計画の見直しも行ってございます。それに付随するマニュアルということで策定されるわけで、決定につきましては議員の皆様からも承認いただくものの一部ということになりますけれども、この秋等の大雨等ございますので、今の暫定的に定めておりますマニュアルで対応していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） ただいまの答弁、了解しました。

それから、情報伝達、それから避難方法についても答弁ありましたけれども、これについては了解致します。

ただ、避難体制についてですけれども、こちらの、当局が作った避難体制というようなことをまずお話しても、各その集落がその実情に合っているのかどうなのかということ、やはりそれは各集落ごとに打ち合わせというかすり合わせする必要があると思うんです。そういう点では大変なやはり箇所数がありますので大変だと思いますが、そこら辺については打ち合わせ等、すり合わせ等については、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 藤原典男議員の再質問にお答えします。

避難体制につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。市役所だけでそれができるものではありませんので、もちろん住民、地域の方々、それから自主防災組織を中心としながら今後協議を進めながら避難対策については定めたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） わかりました。

次に、自然災害対策の津波の部分についてお伺い致します。

1年前、関係する町内会の役員の方と、それから当局とで、避難タワーをごらんに行行政視察ということで行ったと思うんですが、その際に、その行った方々の感想とかご要望とか、そういうものはどのようになっていたのか、正式には議会にも発表されていないような感じがしますので、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 藤原典男議員の質問にお答え致します。

昨年、津波避難タワーの視察研修に行ってきた後ですけれども、そのときの言葉として、秋田県から出されています想定の中において、やはり避難について到達時間間に合わない地域については、やはり必要ではないかというような声がありました。ただし、やはり今回の国から出されました津波断層モデルとあわせた最大津波高というのが、やはりかなり差異のあるものが出てきておりますので、やはり今回の津波防災地域づくり法に基づく、この断層モデルを基礎とした、やはり津波想定が新たに秋田県で出されます。やはりそういうのを踏まえながら、今後、地域とも十分協議しながら進めていかなければならないと考えておりますので、この避難タワーの検討もその基礎となるというふうにして考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） 研修先で、私も行きましたけれども、研修先で行って気がついたのは、意外と高齢者の方をどういうふうに避難させるかということでは、リヤカーが有効だということなんですけれども、そのリヤカーについては何か取り組みとかそういうことはありましたでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 藤原典男議員のご質問にお答えします。

先ほど議員からありましたリヤカーの件につきましては、現在、自主防災組織、組織化されてございますけれども、各自主防災組織にリヤカーを配備して、その避難体制についての避難訓練等行ってございます。今後もその必要数については、また協議しながら、また、まだまだ自主防災組織の組織化が低いものですから、その組織化について努力してまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） 今回、国が出した、発表したものと、それから以前県が出したもののというのは、大きな到達時間、それから波の高さとかいろいろ違いますけれども、これは秋田大学の教授は、これ、国と、それから県のその資料を一本化した方がいいんじゃないかという話もされておりますが、当局としましては、その津波に対しては、どういうふうな今後資料がほしいのか、そこら辺について伺いたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 先ほどのご質問の回答にもありましたけれども、国より日

本海における津波断層モデルとあわせ、最大津波高が公表されたわけです。それに加えて今回の公表というのは、到達時間も、いわゆる第1波30センチメートルについての時間しか公表されてございません。県では、この出された津波断層モデルについて、津波防災地域づくり法に基づき、基礎とした津波被害想定調査を実施する予定となっております。それにより津波浸水域のシミュレーションが作成されます。ですので、各地域の浸水の深さがどうなるのか、それから、その到達時間がどういうふうになっていくのかということが、やはりこれからの、先ほどのご質問にもありました津波避難タワーの検討の基礎となるし、それから、避難対策についても基礎となるものですから、この県の公表を待つて、また十分検討していきたいと考えています。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、部長待遇が答弁しましたが、ご承知のように県の想定では11.何ぼ、今回国では6メートル、5メートルだっけ、5メートルだな。6メートルの差があると。そんなにそんなに差があると、一体我々はどうすればいいんだと、困惑しているんです。ですから、法律では県は国の方針に従わなきゃならないというようなこともありますので、どのようにこの一本化していくかについては、まだ決まっていますが、我々としてはそれを待つより方法がない。津波の避難タワーの視察もしました。それが11.何ぼを想定したものです。今回5メートルですから、どのようなことをやる、避難タワーはそうすると、相当その低く想定してもいいのではないかというような、いろいろな考え方が生まれてくると思うので、とにかく我々としては、まずしたがって、これ長くなりますが、県の想定では11.何ぼという想定した学者、松富さんですか、あの人はこう言ってるでしょう。この地震の三連動起こる確率はゼロに近いと。今回、知事のコメントは、検証できないだけ確率は低いと、こう言ってるんですから、我々はどうすればいいかと。我々は、いつも費用対効果で仕事をしていると。来るか来ないかわからないものについて、何億も何千万も投資していく必要があるかというジレンマもある。ですから、この後もう少し時間がかかると思いますので、それを見てから判断していかなければならないと考えています。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） 今、市長から本音述べられました。やっぱりお金のかかることですし、ただですね、やっぱり市民は安全・安心な潟上市を求めているということですね。ですから、その命を守るために、やはりやるべきことはやらなきゃいけないんじゃない

かなと私はそう思うんです。答弁の中身を聞きますと、やはりこの建設するという必要性があるということのニュアンスだと思いますが、そこら辺については、高さ、津波避難タワーの高さは別にして、自性院との協定しましたし、東湖小学校のいろいろな改修などもやりましたけれども、まだそれでも補えないところが私はあるんじゃないかなと思ひまして、その点ではやっぱり津波の高さ関係なく建設していかなくちゃいけないという立場に立っていると思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 当然市民の安全・安心のためには、対策は講じると。ただし、今言ったような差異があまりも大きすぎるといふことで、もう少しその差異という差が今待っているということなんです。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） 津波避難タワーについては以上でまず終わりたいと思います。

それから、消防団のことなんですが、充足率が合併以来、大分努力されまして、96.1%で県内でも高い水準にあるということなんですけれども、その消防団を構成する企業、企業からも出しているところでは、能代市では3人以上出せば報奨金1万円やるとか、そういうこともやっているんですけれども、お金を餌にというふうなわけじゃないんですけれども、そういう企業に呼びかけるということも必要なので、そこら辺は先ほど答弁ありましたけれども、報奨金については、やっぱり考えていくべきじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 藤原典男議員の再質問にお答え致します。

消防団の協力事業所につきましてでございますけれども、潟上市におきましても協力事業所表示制度の実施要綱を定めまして、この表示証を交付してございます。今までは交付実績は3社でございます、これが県の総合評価方式に実施されているものでございます。先ほど議員からもありましたけれども、能代市では報奨金制度ということもありますけれども、県内というよりも国内でも報奨金制度を導入しているのは能代市のみでございます。ですので、最初の答弁でもお答えしましたとおり、県内の各市町村の動向等、それから、やはり評価方式につきましても県内の動向を見ながら、それを対応していきたいと思ひますので、宜しくお願ひ致します。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○ 8 番（藤原典男） それでは、災害については以上で終わります。

次に、歴史的文化遺産や伝統芸能などの保存、伝承について伺いますけれども、答弁でありました今回の盆踊りについては記録した。それから、市のプロモーションビデオについても制作していくとか、統人行事とか八郎まつりについても、いろいろ連携を図ってやっていくという答弁ありましたが、1 番目の萱ぶき両中門造民家については、これは修理不能、復元不能ということで、近く指定解除を行うということでしたけれども、そういうことですね。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 60%の復旧不可能なものがあるということは結果として出たんですが、これをそれぞれの部材に基づいて文化財の審議会の方に諮問しているところまでございまして、その結果待ちということになる予定です。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、8 番。

○ 8 番（藤原典男） 有形・無形の史跡とか、今の答弁についてはわかりましたが、最近では菅原源八翁の筆塚の修理なんかもありましたが、このほかにも市の方で有形・無形の文化財で史跡とか含めて修理、今、必要とされるものがあるのかどうか、そこら辺も答弁の中でちょっとなかったように思いますので、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 今のところは緊急性で修理というものはございません。

○議長（伊藤榮悦） はい、8 番。

○ 8 番（藤原典男） 伝統芸能は今あれですね、いろいろみんなが集まればやれるんですけども、しかし、世代が変わっていきますとね、いろんな細かいところが抜けたとかどうのこうの、しきたりが細かいところがありますので、そこら辺は市としても関係する団体とよく打ち合わせしながら進めていってほしいという私の提案でございます。これについては答弁ありません。

それから、3 番目の特殊詐欺についてなんですけど、かなりの額、詐欺されているということで、民生委員を使ったり、警察も含めていろいろやっていると思うんですけども、相手はやはりプロですからね、いろんな手口があるんですよ。こういうふうな私さっき紹介しましたこの手口をね、やはり市民に対してこと細かく教えないと、やっぱ

りひっかかってしまうということだと思っんです。そういう点では、4回ほどキャンペーンやったというお話を聞きましたが、これやっぱり町内会にずっと下ろしてですね、こういう詐欺事件を社会から撲滅していくと、そういうような大きなキャンペーンを潟上市でも町内会を単位にいろいろ手口こういうふうなんだよということで隅々まで広めていかないといけないんじゃないかなと思っんです。そういう点では、その町内会への働きかけというのは、どのようにお考えなのか、もう一回答弁お願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 藤原典男議員の質問にお答えします。

昨年度、特殊詐欺についての研修会を行ってございます。24年度・25年度を通じながらやってきてございまして、特にやはり相談者のいない一人暮らし等のご老人、老人世帯がやはりその詐欺に遭う例が多いようなので、各地区の民生児童委員協議会を通じて、まず各地区で行ってございます。それから、やはりうちの方にいるということで婦人会の総会、各地区で、これも各地区の婦人会を中心に行ってございまして、町内会でも昨年度で4箇所の町内会で、やはりそういう説明会等もやってございますので、今後も自治会長会議等でお話しながら、要望を出していただいて、そこに出向いて研修会をこまめにやっていきたいと考えていますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） はい、8番。

○8番（藤原典男） 民生委員とか婦人会とか、それから町内会長会議とかでいろいろお話するということでしたけれども、一生懸命やっていると思っんですが、是非そういうふうな会議をですね、ずっと底辺にまで広げて、高齢者の方がこういう手口で、こういう手口もあるんだよ、こういう手口もあるんだよということをもんが認識してね、やっぱりこういう詐欺事件を撲滅していくという取り組み、私は必要だと思っしますので、これは私の意見なんですけれども、それに沿って当局も頑張っていたきたいと思っます。

以上で私の一般質問を終わります。どうも答弁ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

1時30分まで暫時休憩致します。

午前 1 1時44分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番菅原久和議員の発言を許します。はい、18番。

○18番（菅原久和） 9月定例会において一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。次の4項目について質問を致します。

項目1、空き家対策について、項目2、ふるさと納税の拡充について、項目3、子どもの「スマホ」の適正な使用について、項目4、公共施設における手洗い水の温水化についてであります。

それでは、項目1の空き家対策についてを質問致します。

人口減少が進んでいく中で、全国的に空き家の増加が続いています。潟上市においても平成24年に各自治会に依頼した空き家の調査結果では、空き家は481件となっており、そのうち自治会からの報告等により家屋倒壊等の危険性があるものについて、生活環境課が一定の基準のもと調査した結果、緊急に対応が必要な家屋が11件、緊急ではないが何らかの応急措置が必要な家屋が30件となっておりました。

1) 空き家管理条例について。

イ、最近では突風や集中豪雨などが多く発生しているため、空き家等に対しては被害を及ぼす以前に所有者等に正確な管理を促していかなければならないことから、行政における対応と所有者等の責務を明確にするため、その対応策として、今年26年第1回定例会で空き家管理条例が制定されました。現在までの運用状況はどのようになっているのでしょうか。また、現在の認識と課題についてもあわせてお聞かせください。

ロ、社会厚生常任委員会の行政視察研修での島根県雲南市の空き家管理条例についての考え方は、危険家屋を壊すということは個人の資産を行政代執行で整理をして代金を国税徴収法に基づき請求するという条件整備が必要であり、市民課が所管しているが、もともとは建築基準法に基づく改善命令である。どうしても勧告・命令の行政手続を踏まなければいけないという問題があり、どこの課が担当するかが曖昧である。費用徴収についても債権回収の専門部署が必要になるとしているが、本市では生活環境課となっております。それでよいのでしょうか。また、債権回収の専門部署が必要となるのではないのか、お聞かせください。

ハ、県内25市町村中、解体費の一部補助は15市町村で行っている。秋田市は本年度から50万円を上限に補助をする事業を始めたが、解体費補助のお考えはあるのかお聞かせください。

2) 空き家バンクの活用等について。

地域にある空き家や空き店舗について、賃貸や売買の情報を提供して有効活用を図ろうとする取り組みが「空き家バンク」です。移住・定住の希望者や地域との交流を求め人たち向けの物件情報を集めてホームページなどで公開し、必要に応じて仲介やサポートを行うことで、移住・定住や地域との交流を促進しようとするものです。

全国的に設置の動きが広がっており、全国の自治体や企業が会員となっている移住・交流推進機構が今年1月に行ったアンケートによると、回答した1,158市町村の3分の1に当たる375市町村が設置していたそうです。秋田県においても25市町村中、半数の市町村が空き家情報を居住希望者に提供する空き家バンクを開設し、空き家の活用を呼びかけています。

ところが、同じ移住・交流推進機構が平成24年度に会員自治体に対して実施したアンケートでは、空き家バンクを運営している自治体の約7割が前年度の年間成約数が5件以下という残念な結果が出ています。

一方、全国では成果を上げている自治体もあります。今年1月の調査によると、空き家バンク開設以来の成約件数が、長野県佐久市では平成20年から247件、石川県金沢市では平成22年から172件、京都府綾部市では平成20年から110件、行政視察研修での島根県雲南市では平成17年から24年12月までですが240件、619人、うち高校生以下が171人、雲南市で移住・定住を果たしております。

昨年は29件、76人、うち高校生以下が22人となっております。制度をしっかりと活用して空き家の有効利用や、ひいては移住・定住者増加にもつなげている自治体もあるのですから、本市においても空き家バンクの活用に取り組むべきと思うが、お考えをお聞かせください。

項目2、ふるさと納税の拡充について。

生まれ故郷など希望する自治体に寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分が所得税と住民税から控除されるふるさと納税制度は、平成20年から始まり、日本全体では年間70億円、件数3万3,000人程度で推移していました。最近では、寄附の見返りとして、カニや牛肉、米、金券といった特産品を贈るなど、特典を充実させる自治体が増加し、それをテレビや雑誌などで紹介する機会が増えたことから、全国的にも注目が集まっています。平成25年度の寄附金額は約130億円、件数で約10万6,000人と急増し、寄附を受け入れた都道府県の第1位は鳥取県で約3億3,600万円です。秋田県と25市町村

で1億円超、件数で約260人となり、件数は前年度の3倍、総額は1.3倍に増え、いずれも過去最多となった。

これら寄附金額や件数が急激に伸びた自治体の特徴としては、特産品などお礼の内容や品数などの充実だけでなく、専用サイトでのPR、クレジットカード決済の導入といった寄附手続の簡素化など、寄附する人の立場に立った工夫や取り組みが挙げられます。

国、総務省は、昨年、ふるさと納税が特産品目当てとなっている現状を踏まえ、特産品は、適切に良識を持って対応することという趣旨の通知を各自治体に送付しているようだが、一方で、最近ではふるさと納税の制度を地域おこしや地域経済の活性化、雇用創出、人口減対策などにつながる地方再生の目玉の一つとして挙げ、控除額の上限の引き上げなど制度の拡充、手続の簡素化、自治体が特産品として贈っている特産品のブランド化の支援などを打ち出しております。

ふるさと納税による寄附金は、歳入確保の面からも収入（寄附）を増やす努力をすべきと考えますし、特産品などは本市のPRや地域産業や地元企業の活性化につながる取り組みと言えます。

1) 本市においてふるさと納税の寄附の拡大や寄附しやすい環境整備について、どのように取り組んでいかれるか。お礼としての特産品活用（拡大）については、先の6月定例会の一般質問の中で「ふるさとを思う純粋な気持ちを形にするという制度の趣旨を尊重し」と答弁されておりますが、特産品の活用（拡大）についてのお考えをお伺い致します。

2) ふるさと納税の本来の趣旨である出身地への恩返しや本市の応援団の拡充、まちづくりなど地域貢献への参加など、本市との関係づくりを行っていく観点で、寄附金の使途を明確化しておく必要があると考えます。ふるさと納税を積極的に呼びかけていく上でも、寄附者との継続的な関係づくりを行っていくためにも、さらなる使途の明確化が必要と考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

項目3、子どもの「スマホ」の適正な使用について。

内閣府が昨年11月に実施した青少年のインターネット利用に関する調査で、スマホの普及は拡大を続けており、小・中・高生が所有する携帯電話のうち、スマホが占める割合は、小学生では13.6%、中学生では47.4%となっている。あわせて、インターネットの利用時間も長期化し、平日一日当たりの平均利用時間は約107分となり、一日2時間

以上利用している人も約4割に上るなど、子どもの中でスマホの利用が急速に広がっている状況です。同時に、スマホの無料通信アプリLINEでのやり取りをきっかけとしたいじめやトラブル、事件の発生、さらには有害サイト閲覧など、子どもたちのインターネットの利用をめぐる様々な課題があります。

1) 現在、県教委レベルでは、小・中生のスマホなどの利用に関する実態調査を実施しているケースもあると認識していますが、本市では児童生徒のスマホなどの利用状況などは把握しておりますか。

2) これまで市内の小・中学生に関するインターネットやスマホに関連するトラブルやいじめ、事件の発生などはありますか。また、保護者からの相談などの声は上がっておりますか。

文科省は平成21年に各都道府県教委などに対し、携帯電話の学校への持ち込みの禁止などの通知を出し、各学校においても徹底されていることと存じますが、この通知にもあるように、学校、地域、家庭が連携し、携帯電話の利用に関するルールづくりを行うことや、身近な大人が児童生徒を見守る体制をつくっていくことは非常に重要なことだと思います。

3) 本市においても保護者や教育関係者を対象に、児童生徒のスマホの安全で適正な利用と危険性など、課題の認識などのためのセミナーなどの開催を行ってはいかがでしょうか。ご所見をお尋ね致します。

項目4、公共施設における手洗い水の温水化について。

短い夏が過ぎ、また、インフルエンザ等の流行を心配する季節になります。インフルエンザ等流行性疾患の予防には、うがいと手洗いが予防施策の第一に挙げられ、学校等でもことあるごとに指導されております。

今春、市民の方から要望があり、学校の先生はうがい、手洗いをするように指導しているが、孫が流行性疾患にかかったようだ。大人でも学校のあの冷たい水道水で手を洗いたくないのに、子どもに洗えと言えるのか。冷たい水道水をどうにかできないかというものです。

現在、ほとんどの公共施設での手洗い水は、全て水道水であり、指導されるように手首から手指の間までしっかり洗うとなると、厳寒期の水道水では大人でもかなり厳しいものがあり、まして子どもではいかばかりかと思われまます。インフルエンザの予防接種はもちろん、予防効果として大きなものがありますが、それ以上に手洗いの習慣を身に

つけさせることこそが予防効果につながることを思います。

そこで、厳寒期における公共施設の手洗い水について、温水化を検討していただく提案をいたします。

以上、4項目についてのご答弁を宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 18番菅原久和議員の一般質問の1つ目「空き家対策について」お答え致します。

1点目の「空き家管理条例について」の条例が制定されてからの運用状況は、現在まで条例に基づく代執行などの手続の事例はございませんが、緊急に対応が必要としていた空き家につきましては、昨年度末までに解体撤去4件や飛散防止等の措置がされており、今年度に入ってから1件が解体撤去されております。また、空き家台帳の更なる充実を図るため、平成24年度に実施しました空き家調査の結果をもとに、本年7月から各自治会長さんより再度ご協力いただき、職員とともに再調査を行っているところであります。今後も定期的な実態調査を行い、各自治会との情報共有を図ることで適切に対応してまいりたいと考えております。

今後、空き家は増えていくことが予想されます。居住可能な空き家の活用、所有者不明の空き家対応が今後の課題と考えております。

次に、行政代執行が行われた場合の債権回収の担当部署につきましては、現在までは行政代執行に至るケースはなく、当面は生活環境課で対応することとなり、行政代執行が発動される場合は、関係部署と連携しての対応が必要と考えております。

次に、空き家解体費の補助についてであります。平成24年度から平成26年8月までの期間における県内の空き家解体に対する補助の実態は、制度を設けている15市町村中10市町村で97件の実績で、危険度の高い空き家1,438件の6.7%にとどまっております。

今後、現在実施中の実態調査の結果を検証するとともに、補助制度を実施している市町村の活用状況を調査して検討してまいりたいと考えております。

2点目の空き家バンクの活用等についてであります。空き家バンクは、移住・定住希望者と空き家所有者とを結びつける仕組みとしましては有意義なものであります。本市の場合、県内他市町村と比べ人の出入りが活発であり、さらに、利用可能な空き家は資産活用としての側面を持っていることから、空き家の利用促進については、所有者等の判断や民間市場の動向に委ねるべきものと認識しております。現時点では、空き家

バンクの設置については考えておりません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 一般質問の2つ目「ふるさと納税の拡充について」お答え致します。

ご質問の1点目「特産品の活用（拡大）について」であります。本市では、市ホームページや広報での周知のほか、首都圏で毎年開催されます「ふるさと会」の総会の際にチラシを配布し制度の利用を呼びかけております。

本年6月定例会における菅原理恵子議員及び佐藤敏雄議員の一般質問にもお答えしましたとおり、本市では、高額な返礼品で寄附を集めるという手法は決して望ましいことではないと考えております。「ふるさとを思う純粋な気持ちを形にする」という制度の趣旨を尊重した上で、寄附された方へは金額に応じ、主に市商工会の「ふるさと便」を活用し、佃煮など本市の特産品を贈呈しております。

現在、政府では「地方創生」の目玉の一つとして「ふるさと納税」の寄附の拡大や寄附しやすい環境整備について検討を進めており、その結果を踏まえて特産品活用の拡充を検討したいと考えております。

次に、2点目「寄附金の使途について」であります。

寄附をいただく際には、寄附者のご意向を伺い、「水と緑の環境保全事業」、「子ども育成支援事業」、「郷土文化財保存事業」、「その他、まちづくりに資する事業」の4項目から寄附金の使途を指定していただいております。いただいた寄附金は「潟上市ふるさと応援基金」へ積み立てておりますが、これまでの実績と致しましては、郷土文化財保存事業として59万5,000円を小玉家住宅保存に係る経費の一部といたしまして活用させていただいたほか、本年度につきましても学校図書購入費の一部として100万円を活用することとしております。

これまでも、基金を取り崩した際には、使途を明らかにするため広報・ホームページに掲載しておりますが、今後とも寄附者との良好な関係を維持していくために、使途につきましても積極的に周知してまいります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 一般質問の3つ目「子どもの「スマホ」の適正な使用について

て」お答え致します。

議員のご指摘のとおり、児童生徒のインターネット利用に関する調査において、携帯電話を持つ小・中学生が年々増加傾向にあり、その中でもスマートフォンの所持率が急速に増加し、インターネットの利用も長時間に及ぶなど、児童生徒の心身の健全育成の面で大きな課題となっております。

ご質問の1点目「本市における児童生徒のスマートフォンの利用状況の把握」についてでございますが、市内各小・中学校の児童生徒について毎年10月に調査を行っております。昨年度のデータでは、小学校73.0%、中学校で64.6%となっております。ただしこれは、通信機能を持つゲーム機の所持を含む所持率となっており、スマートフォンのみのデータとはなっておりません。こうした通信機器の所持率は、全国調査の結果、秋田県の小・中学生の所持率は全国に比べてやや高く、潟上市はその秋田県の中でも所持率が高いのが実態ですので、児童生徒への生活指導のほか、所持の是非や保護者が買い与えるときのルールの設定など、保護者への啓発も含め、年々課題が大きくなってきておるところでございます。

ご質問の2点目「これまで市内の小・中学生に関するインターネットやスマートフォンに関連するトラブルやいじめ等の事案の発生、保護者からの相談の有無」についてでございますが、まず、潟上市の全ての小・中学校において、学校への携帯電話の持ち込みは全面的に禁止しております。

各校においては、携帯電話の使用に関するルール作りや家庭への啓発に努めてきたほか、小・中学校が連携して生活習慣に関する家庭への啓発パンフレットを作成して配布するなど、問題行動の未然防止に努めております。

しかし、携帯電話の使用時間の長期化は深刻な問題となっており、また、携帯電話の所持を原因とした児童生徒間のトラブルも発生し、保護者を交えての面談を行うなどの事後指導を要するケースが増えてきていることから、今後も関係諸機関との連携を図りながら、粘り強い指導を継続してまいります。

ご質問の3点目「本市においても保護者や教育関係者を対象としたセミナーなどを開催してはいかがか」ということですが、現在、市全体の教職員研修会や市校長会、教頭会、生徒指導主事の会議での指導など、全職員及び個々の職種に対する指導を行っております。また、各校で教職員研修としてインターネット利用の危険性等についての研修会を行ったり、PTA全体研修会で講師を招いて研修会を行っていたりしているところ

であります。今後とも、こうした研修会の開催について学校指導を進めてまいりますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

次に、4つ目「公共施設における手洗い水の温水化について」お答え致します。

インフルエンザ等の流行に対する予防策として、潟上市でも、学校や園を初め公共施設全体におけるうがい・手洗いの励行に取り組んでいるところであり、ご指摘のとおり、手洗いの習慣化は最も効果的な予防策であると言えます。

ご質問の「厳寒期における公共施設の手洗い水の温水化の検討を」ということについてお答えします。

現在、保育園、幼稚園及び小・中学校においては、手洗い場の蛇口をひねるとお湯が出るという設備を全ての手洗い場に完備している状況ではございませんが、各園や学校の管理棟、保健室、家庭科室などを中心に温水給湯設備を整備しております。児童生徒の実態に応じて、必要な場合にはこうした設備を使用することで対応しております。現在のところ、手洗い場の全てを温水給湯設備に改修することは考えておりませんので、ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 18番、再質問ありますか。はい、18番。

○18番（菅原久和） 空き家対策の運用状況ということで、管理条例については今の段階まででは、まだ代執行等のことは行っていないということで、危険家について14件、24年度の調査で14件という形であったんですけども、昨年に4件、そして今年1件、5件、当事者と話し合いをして解決をしたということですけども、そうすればまだもう14件、危険な家屋があるわけですけども、これについては当事者、それから地域の自治会と行政等で話し合いをしてですね、解決する見通しというか、あるもんなんですか。ひとつお願いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 菅原久和議員の再質問にお答えします。

危険箇所の11件並びに中程度の危険箇所の30件の中で、そういう撤去が行われてきました。それで、特に危険箇所である11件については、全て所有者及び親戚の人方とお話し合いが進んでございます。ですから、所有者についても、その対応については前向きに考えるということで現在話し合いを進めているところでございますので、全てがすぐ撤去というわけではありませんけれども、何らかの処置をしていただける部分、それか

ら、今までコンパネとか打ちつけるなど処置をしている部分もありますので、そういう方向で進めているところです。

○議長（伊藤榮悦） はい、18番。

○18番（菅原久和） 今、11件のその危険な家屋について当事者と話し合いをしているということですがけれども、そのうち何とかなるというような話のように聞こえたんですけれども、例えば、これいついつまでには何とかするとか、そういう一つの計画というか、ものはお持ちになっているんでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 再質問にお答えしますけれども、そこまで所有者並びに親戚の方々については、担保は取ってございません。やはり、お金もかかることですので、そういう話し合いの中で進めていきたい。それから、やはり生活困窮者もございますので、そういう部分についてはネット等の支援もしていきたいなと思っていますので、あくまでも地域を含めた話し合いの中でそれは進めたいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） はい、18番。

○18番（菅原久和） 非常に難しい問題で、こうすれという結論というか、すぐ出るわけではないと思いますけれども、ただ、そのためにこの空き家を何とかしなければ、危険な空き家を何とかしなければならぬという形で条例を制定したと思いますけれども、けれどもなかなか代執行には至らないと、それも私十分わかります。とすれば、管理条例はあるんだけれども、地域と行政が所有者を特定して、それで今、話し合いをして、解体をお願いするという、これしかできないのかなと、それ以上先に進めないのかなというふうに今感じておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 再質問にお答えしますけれども、同じ答えにはなりませんけれども、いずれ解体についても全てお金がかかることだし、個人の所有物でございます。ですから、今一番危険な箇所についても、しっかりした話し合い、それから協議していますし、それから、地域を巻き込んだそういう協議というものを行ってございますので、その中で進めたいと思っています。それがやはり今の所有権なり所有者との責務、それから市との責務を明確にした条例との流れの中での施策でございますので、そういうふうに今後も進めていきたいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） はい、18番。

○18番（菅原久和） わかりました。条例ができたから何とかなるというものでもないと思います。当事者と話し合いをして理解をいただいて、自ら危険な家屋をなくしていただくという、そういうことが行政からとしてはお願いしてというのが精一杯の対応なのかなと私も感じております。それ仕方がないのかなと言えればあれなんですけども、いずれそれに伴いまして、家が建っていると固定資産税等が6分の1なるし、更地になれば6倍になるというか高くなるという部分もありますので、市単独で何とかして対応するという事は非常に難しい問題だと思います。国とか県の方針がなければ、なかなかできない問題だと思いますけれども、どうかひとつ、なるべくというか、何とか空き家対策について頑張ってもらいたいというか、何とかしていただければと思います。今それで、このことについては理解致しました。

それと、先ほどちょっと私の質問の中で、例えば今、生活環境課がそういう形で対応していくと思いますけれども、例えば現在、代執行を行われていないということで、債権回収の専門部署といますか、その部分は、仮にそういうふうになった場合は、どこ部署で行うことになるのでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 菅原久和議員のご質問にお答えします。

仮に代執行が実施された場合ですけれども、実際に要した費用の額と納期限を定めて、義務者にその納付を求めます。これは国税及び地方税に次ぐものですから、生活環境課で担当しておりましたが、その国税及び地方税に次ぐものとしての考えから、税の方の担当課と連携しながらその徴収に当たるといふふうになると思いますので、当面は生活環境課で対応していきたいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） はい、18番。

○18番（菅原久和） 今現在、代執行は行われておりませんのでということでした。それはそうなのかなと思います。

それで、解体費の補助については、調査して検討していくということでありましたけれども、この解体費、補助、15市町村で事業としてあるわけですけれども、現実には家を解体して、それに対して補助としてもそんなに大きな金額ではないと。したがって、なかなか解体するための何というか補助という形には、ほど遠いというか、少ないというか、そういう形でなかなか進んでいないということですが、補助というのは秋田市50万円という形になっておりますけれども、ほかの例ではどの程度という形の、要す

るに補助金額というのは、どの程度のところまであるのかわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 関谷部長待遇生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 菅原久和議員の質問にお答えします。

今の15市町村中に今その制度を設けてございますけれども、大体上限が50万円とそれから30万円が約半々ということでございます。50万円のところは事業費の2分の1、それから30万円の上限を持っているところについては、事業費の3分の1というのが今の例でございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 補助制度についての活用をやることにはやぶさかではございません。

今後とも規模等という考えで前向きに進めたいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） はい、18番。

○18番（菅原久和） 補助のことについては理解致しました。ありがとうございます。

次に、空き家バンクの活用ということですがけれども、空き家の活用については考えていないというような答弁だと思います。人口減少対策としての空き家バンクの活用は、私は効果があるのではないのかなと、何もしていないのが人口減少対策をとらないのは、ちょっと私はおかしいのではないかなと、それに取り組むべきではないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 菅原議員にお答え致します。

答弁でもお話しておりますが、空き家バンクを否定しているのではなくて、空き家バンクは移住・定住希望者と空き家所有者との結びつける仕組みとしては大変有意義であり、あった方が、それはよりいいかと思えます。ただ、潟上市の場合、県内他市町村と比べて人の出入りが大変多い状況にあるということがあります。それから、さらに利用可能な空き家としては、資産価値、資産活用としての側面を持っておりますことから、なかなか所有者との結びつきが厳しいものもある、そういう観点を踏まえまして現時点では考えていないという、そういうレベルでございます。宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 18番。

○18番（菅原久和） 要するに、今の空き家、利用できる、活用できる空き家が少ない

という形だと思いますけれども、これは例えば空き家全部というか、潟上市の空き家全体の調査をして、実際に見て、それに対して活用できる空き家が少ないと、ないということなんでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 菅原議員の再質問にお答えします。

調査した結果、空き家がなかったのかということではなくて、調査はしておりません。ただ、今まで、まず潟上市の場合は、先ほどもお話したように人の出入りが非常に激しくて、それから、まだまだ使える建物であるとすればするほど、所有者がなかなか放すことがないでしょうと、そういう観点からでございます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） はい、18番。

○18番（菅原久和） 今、調査した結果ではないということです。今回、社会厚生常任委員会で雲南市へ視察に行っていました。その中で一番あれなのは、大事なことは、まず、定住推進員制度というものの推進員がおりまして、住宅事情の提供とか就業、あるいは就農支援、また、空き家の活用ということで空き家バンクの登録、これは調査をして取り組んで初めてわかることではないかなと思います。したがって、まず状況を調べる、調査することが大事でないかと。そのためには、それと同時に空き家改修事業の補助金、あるいは土地付き空き家制度、就農サポート事業というような、それと同時に、その地域とのつながりを持っていくための組織、何とか形づくりと言いますか、そういうのがあって初めて、初めてというか、きめ細かな対応があって初めて雲南市では成功しているというか、人口が増えていっている、人口というか入居者が増えているということですけれども、そういうふうな取り組みをしていけないのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 菅原議員の再質問にお答え致します。

調査もしないで取り組みもしないで、こういう判断はおかしいのではないかというお話ですけれども、まず1点目は、県内と秋田県の場合のその定住・移住の基準があります、秋田県では。それと県外の定住・移住の定義が違う場合があります。例えば秋田県の場合は、秋田県に移住する前に秋田県移住・定住総合支援センターに登録するということが一つあります。さらに、秋田県外に4年以上居住し、現在、秋田県に住民登録、

または住民登録予定者であるという、そういう定義のもとにやっているものがございませぬ。県外では単純に1カ月以内とか1年以内とか、一旦県外に行って転入した場合も含める場合がありますので、そういう定義が違いますので、実際にどれくらいがあるということが比較はできない状況にあるかと思ひます。

それから、秋田県の状況といたしましてご報告しますが、バンク制度の導入市町村は、26年8月現在で14市町村ございませぬ。ただ、そのうちの実績とすれば5市町村、五つの市と町です。その実績数とすると、成約件数が21件と大変少なくなっています。秋田県の中でもそういう中であつて、県内の中では、潟上市はどちらかという人口の流れが多いところであるということも踏まえてそれを判断したものです。やらなければわからないというのは、重々知っていますし、した方がいいということもわかりますけれども、その辺トータル的に考えて、この方針を今のところ詰めているという状況でありますので宜しくお願ひします。

○議長（伊藤榮悦） 18番。

○18番（菅原久和） 私もこの件については、秋田県の状況等よくわかりませぬので、これ以上は申し上げませぬけれども、ただ、やはりこの点については、取り組んでいく姿勢というかものの考えが大事なのではないかなというふうに思ひます。どうかそこら辺のことを考えていただいて進めていただきたいとお願ひでございませぬ。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、総務部長は、決してそのさぼっていることではないということですので、ご理解願ひたいと思ひますが、要するに今、定住、いわゆる雇用基盤が安定しているところは、例えば雲南市のように利用価値が多いと。要するに、これをやっても需要と供給のバランスだと私は思ひます。ですから、調査をやることはやぶさかではありませんので、これこそ空き家の条例もありますので、条例に基づいて調査はしていきたいと思ひています。

○議長（伊藤榮悦） はい、18番。

○18番（菅原久和） まず大体わかりました。空き家については、これで終わりたいと思ひます。

次に、ふるさと納税ということで、先ほどふるさと便のところも少し出てまいりましたけれども現在、商工会では特産品の定着を図るため、ふるさと便、これ二、三年前から継続的に実施しております。大館市のように過激な取り組みではなく、もっと商工会

の事業を、より一層推し進めるための側面からのサポートとして、その特産品PRをし、という形でこの寄附を増やす努力というかを考えられないものでしょうか。先ほど、余りその何ていうんですか、その特産品の高価格的なものにはなりたくない、気持ちだという形だと思いますけれども、決して私もその大館のような過激なやり方ではなく、もう少し商工会をサポートするような形でできないものかなというふうに思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、再質問にお答え致します。

潟上市の場合は、答弁でもお話したように、商工会のふるさと便を中心に使っております。商工会で、今3種類ほど、ふるさと便、3種類ですね。ネットにも出ていますが、その中を中心に、ありますけれども、これを使って、商工会で出した種類の中から選ぶように、商工会で特産品的なものを出した場合、選ぶように、そういうふうな感じで考えております。

それで、いろいろ市の財源等を考えますと、非常にふるさと納税というのは財源的に有効な内容で、私どももいろいろ検討したんですが、島根県の方では本当に爆発的に寄附金が多いという原因は、あれは企業努力が非常にあります。ですから、企業のその提供品、試供品等なものを倍以上、3倍以上のものを出している、例えば5,000円寄附して6,000円のもの、1万円寄附して1万1,000円のものを提供できるような企業努力があって、それが何回もいいものをもらったから、また買いたまうと、そういう感じの商工会企業努力、あるいは農家、米も大分ありますので、牛肉とかそういうのもありますので、そういう生産者の企業努力も非常に加味されているものです。ですから、商工会を無下にするわけではなくて、今も商工会のものを使っていますし、これからも一生懸命頑張ってもらいたいし、協力もしていきたいし、全然考えは同じですので、そういう点でも商工会会員である菅原さんもひとつご指導、ご協力のほどを宜しくお願い致します。私の方もお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、18番。

○18番（菅原久和） よくわかりました。宜しくお願いしたいと思います。

それとですね、このふるさと納税で先ほど20年から6年間で76件、そして988万円の寄附金があり、小玉邸の保存費として59万円、そして今年度100万円を図書購入に充

てるということだと思いますけれども、もっとその何々を、先ほど4項目についての使い道というか寄附の目的というか、それについて公表しているということですが、もっと今現在恐らく100万円、今年度の図書の100万円を外せば八百何十万というものが残っていると思います。基金として残っている、応援基金として残っているんですけども、こういう形ではなく、もらったら早めに何かの事業に使い、そしてそれを報告すると。こういう事業をやりたいから、どうかふるさと納税に参加して出していただきたいと、こういうものの考えにはならないものなんでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。あと1分でございます。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 菅原久和議員のご質問にお答え致します。

今のお話は、全くその方が有効だと思います。そうすれば、どういうのに使えるかといったときに、5万円、10万円もらって一つの大きい事業ということないので、ある程度こう、言葉ちょっとあれですが、何百万、何千万という、まずなればいいんですけども、その前にもやっていますが、今のところ4つの項目ありますが、緑と水の環境保全事業には今130万円です。子ども育成支援事業が100万円、今回図書で使いますので75万円残ります。郷土文化保存事業が92万円残ってます。その他、まちづくりということで530万円ありますが、その他は別にしても3つの項目の中で、まず額が、言葉は悪いんですけど、もうちょっとなってからこういうのに使いましたって皆さんにお知らせした方がいいのではないかと、細かく使うよりは、わかるような形でお示しした方が、より効果的ではないかということで、こういうのも含めて検討しているところでございます。これからも事業推進のために一生懸命頑張りますので、ひとつ宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） これをもって18番菅原久和議員の質問を終わります。

（「議長、5分間、暫時休憩お願いします。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） それでは、40分まで10分間、暫時休憩致します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番佐藤敏雄議員の発言を許します。はい、7番。

○7番（佐藤敏雄） 佐藤敏雄でございます。傍聴者の皆様、大変にご苦勞様でございます。

す。この度の9月定例議会におきまして、諸先輩である同僚議員の皆様のご理解を賜り、一般質問の機会を得ましたことに、深くお礼を申し上げます。

また、石川市長並びに職員の皆様におかれましては、市政発展のため日夜奮闘されておりますことに、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

申すまでもなく、先般、集中豪雨による土砂災害により甚大な被害をもたらした広島市を初め各地の被災者の皆様に、お見舞いのお言葉と慎んで哀悼の意を表したいと思えます。

それでは、通告の要旨に従って質問をしてまいります。

質問は、「追分長沼地域にふれあい公園の建設を」、「劣化ミラーの総点検について」、「農業の就労問題について」の3項目でありますので、宜しくお願いします。

質問の1点目は、「追分長沼地域にふれあい公園の建設」についてであります。

(1)「アキタ電子周辺への建設について」であります。ご存じのとおり公園の概念は、イギリス市民社会の成立と同時進行で形成され、公衆の利用に開放したものが公園の始まりとされております。全国的に見て、公園の名称は使用目的によって異なりますが、公園の種類は余りにも多くあることに驚いているところであります。現在、潟上市には、鞍掛沼公園、元木山公園、飯田川南公園、追分地区公園を初めとし、街区公園が15箇所、農村公園が14箇所、児童遊園地が16箇所、運動広場が8箇所ございますが、これまで多くの地域住民の憩いの場として親しまれ、人々のきずなや健康増進のために寄与されてきましたことは言うまでもありません。これも先覚者はもとより、多くの諸先輩が築かれた潟上の有形・無形の財産であり、感謝の気持ちを忘れてはならないと思う次第であります。

話は変わりますが、昨今の社会状況は、子どもたちが安心して気軽に遊べる場所が少なくなりましたことは、老婆心ながら大変に憂慮することです。勉学はもちろんでありますが、子どもは遊びの中で善悪を習得し、相手に対する思いやりの心を培うことができるのではないのでしょうか。最近、市民とのふれあいの中で、特に若い子どもを持つ方より、近くに子どもたちが伸び伸びと遊べる公園施設が欲しいと切実に話をしておりました。県内の中にあつて追分地区が人口増の町として注目されており、その潟上市の中にあつては世帯人口が一番多い地域に、ふれあい公園のような多目的に使用できる公園がないことは非常に残念なことであります。そこで私が申し上げたいことは、潟上市都市計画マスタープランにも掲げてあるように、追分長沼地区周辺には公園が空白

地帯となっており、災害時にも対応のできる公園・広場の整備が課題と取り上げられております。この機会に、是非とも長年の懸案に取り組みをいただき、旧アキタ電子周辺に多目的広場や幼児広場など、子どもたちからお年寄りに至るまでみんなで楽しめる施設を兼ね備えた「ふれあい公園」を建設されてはいかがなものか、建設的な答弁を望むものであります。

次に、質問の2点目、劣化ミラーの総点検についてであります。

(1) 危険箇所の点検についてであります。一般的にカーブミラーは、道路に設置されているものについて正式には道路反射鏡と呼ばれています。交差点の場合は危険性を軽減する方法として信号機を設置し、交通の流れを制御することが有効であるが、道路や交差点の規模によっては信号機の設置が厳しい、難しい場合があります。こうした交差点、もしくはカーブによる死角を鏡によって映し出すことで、死角の危険性を排除する目的で設置されるのがカーブミラーであることは言うまでもございません。先般、このミラーの件につきまして、地域の市民から経過年数による劣化に伴い大変に見づらくなっており、交通事故を未然に防ぐためにもミラーの改善に取り組んでいただけないものかとの相談を受けました。実際、過去に人身事故が起こった場所でもあり、特に冬期間は温度差によりミラーが曇ってしまうがために、大変危険性のある交差点であります。このような危険度の高い箇所は多く見受けられることから、潟上市全体の総点検を図りながら、危険箇所へは早急な対応をし、ドライバーのみならず通行人への安心感を高めていく必要があるのではないか。当局の見解を伺いたいと思います。

(2) くもり止め機能つきミラーの設置導入についてであります。

現在は時代の流れとともに、カーブミラーも最高性能の防曇ミラーがあり、一般的に『くもらず』と呼ばれ、熱源不要の結露防止・凍結防止反射鏡があります。鏡面の雨粒を落とすだけなら表面張力を落とすコーティングでも対応できるとされますが、結露によるくもりを防ぐには、鏡面の温度を上げる必要があります。しかしながら、電熱線を入れるだけでは格子状に曇ってしまうこともあり、ランニングコストも高くなります。

そこで提案ですが、昼間の外気温の熱を蓄熱材に蓄熱し、その熱を夜間から早朝にかけて放出して鏡面温度を外気温よりも高く保つ『気温蓄熱型防曇反射鏡』があります。これは電気エネルギーを必要とせずしてエコロジカル、しかもメンテナンスフリーであり、日本全国の道路はもちろん、鉄道にも広く導入されております。以上のことを踏まえ、我が潟上市におかれましても、他の市町村に先駆けまして、先ほど話しました『気

温蓄熱型防曇反射鏡』の設置導入をしてはどうか。答弁を求めるものであります。

質問の3点目は、農業の就労問題についてであります。

(1) 担い手の育成や確保対策についてであります。県内の農業就業人口は減少の一途をたどっている状況にあり、2010年の平均年齢は65.6歳であり、65歳以上の割合は25年前に比べ40ポイント増え60.5%となっております。減反の見直しや環太平洋連携協定問題(TPP)が進む中、離農した場合、農地の引き受け手がいるかも疑問とされており、農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。過日、新規青年就農者が平成に入ってから県内で最多であったと掲載されておりましたが、潟上市としての青年就農者の実態はどうなのか。また、担い手の育成や確保について、今後どのような対策を講じていくものなのか、その取り組みについて伺いたいと思います。

以上をもちまして演壇からの質問を終わります。

ご答弁、宜しくお願いします。

○議長(伊藤榮悦) 当局より答弁を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長(児玉俊幸) 7番佐藤敏雄議員の質問の1つ目「追分長沼地域にふれあい公園の建設を」についてと、3つ目の「農業の就労問題について」、お答えを致します。

初めに、1つ目の「追分長沼地域にふれあい公園の建設を」についてお答えを致します。

ご質問の旧アキタ電子周辺への建設について申し上げます。

現在、潟上市では、都市公園を代表とする公園、広場、遊園地、開発行為による緑地、総数156箇所を管理しております。ご指摘の追分地区については、都市公園として追分地区公園(長沼球場周辺)・追分街区公園・追分西街区公園・牛坂街区公園の4箇所、児童遊園地として、追分西児童遊園地(追分西児童館の隣でございます)・追分向陽町児童遊園地・上北野運動広場(追分児童館の隣でございます)の3箇所。そのほかに、先ほど言いましたマスタープランでの公園の空白地帯ということでもありますけれども、その当時にマスタープラン策定時点ではアキタ電子の緑地というのがなかったわけでございますけれども、これが新たにアキタ電子の開発行為の緑地が整備されております。これに市と致しまして遊具を設置をしておりますので、以上のようなことから、当地域には整備された公園は8箇所存在しております。

本市でも公園施設には比較的恵まれている地域と捉えております。ふれあい公園の建

設とのご提案は真摯に受けとめますが、子どもたちの社会状況も変化してきております。施設の提供だけでは利用にはつながらない現状が見られます。

市と致しましては、公園数を増やすより既存の公園の有効活用が大切と考えており、近隣住民と市が協力し合い、安全で快適に利用しやすい公園づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3つ目の質問「農業の就労問題について」お答えを致します。

1点目の本市の青年就農者の実態につきましては、国の「青年就農給付金」を受給している新規就農者は現在6名で、その他研修を受けている準備型受給者が2名おります。作付け体系は菊栽培、鉢花の花き部門が3名、水稻及び野菜の複合部門に2名、果樹部門1名となっております。今後は、準備型受給者2名を含む4名が給付金を受給して新規就農する予定でございます。確実に担い手が増えてきている状況にあります。

次に、今後の取り組みについては、今年度から行政、農業委員会、各JA、県農業公社で構成する「潟上市就農定着支援チーム」を設置しております。これは新規就農希望者に対する就農計画の作成や経営・栽培技術指導、また、農業以外からの新規参入希望者に対しては農地・機械施設等の営農基盤の整備、住居、地域への溶け込みなど生活面などを総合的に支援するものでございます。今後は、国・県・市の推進事業とあわせ関係機関が一体となって支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 一般質問の2つ目「劣化ミラーの総点検について」お答え致します。

1点目の危険箇所の点検につきましては、カーブミラーの維持管理は、市の現場巡視時と地域の交通安全協会や自治会からの通報等の協力体制のもと、現状を把握し、破損や経年劣化により見づらくなってしまったカーブミラーがあった場合は、随時角度の調整、修繕、更新をしており、今後も関係機関との連絡を密にして進めてまいります。

その上で、カーブミラーは安全を確認するのに有効な施設ではございますが、あくまでも交通安全の補助施設であり、カーブミラーにも死角は存在します。原則、交差点での一時停止や徐行、目視による安全確認が義務となっていることの徹底など、警察、交通安全協会、交通指導隊などと連携して交通安全運動の強化に努め、交通事故防止に取り組んでまいります。

2点目のご提案いただきました「気温蓄熱型防曇反射鏡」につきましては、電熱線タイプよりも経済的ではございますが、それでも通常のカーブミラーの二、三倍程度の設置費となります。現在、カーブミラーの設置総数は約800基あることから、新規の設置、劣化による取り替え時に、交通量や現場状況、それから、ほかの種類の防曇ミラーを含め、調査した上で検討してまいります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 7番、再質問ありますか。はい、7番。

○7番（佐藤敏雄） ご答弁ありがとうございます。

1番の旧アキタ電子の分譲についてであります。先ほどお聞きしましたところ、地区公園や街区公園など多々あるとおっしゃられておりました。ただ、長沼公園につきましては、確か長沼球場と、それから長沼球技場ということで、地区の公園ではありますけれども主にスポーツ施設であり、子どもからお年寄りに至るまで気軽に利用ができるような施設ではないと思われまます。そのようなことから、多目的に使用ができるような公園の設置をしてはいかがかと私はおっしゃったわけでございます。それで、私が参考までにアキタ電子の分譲の件についてお聞きしましたところ、第1工区から第4工区までありまして、第1と第2は造成分譲済みとのことであります。第3と第4工区につきましては、現在、造成分譲は未定であるとのことであります。ですので、このようなことも全体に踏まえまして、仮にもし建設するとしたならば、第3・第4の工区の土地を利用して、このふれあい公園の建設、設置が可能であることかからいかがなものかなと思ひ、再質問させていただきます。その点についていかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 7番佐藤議員にお答えを致します。

公園につきましては、長沼地区の運動広場のところでございますけれども、運動広場の中の野球場、それから多目的広場のサッカー場、ラグビー場というのがあるわけでございますけれども、その周りにも池がありまして、そこを散策をすると。公園というのは、必ずしも運動広場とかではなくて、やはり公園の長沼の池があるわけでございますけれども、あの周辺を散策をするということも大変ほかにはない公園だと感じております。

それから、今現在の自治会館の脇に、追分の、あそこも長沼地区でございますけれども、あそこにも街区公園があるわけです。そういう公園がありますし、そんなに距離的には遠くないところに公園というのがたくさんあります。それから、追分西の方になり

ますと、西高の近くにも公園がございますし、街区公園がございます。やはりその街区公園が多くあるのは追分地区が一番多いです。ほかのところにつきましては、ほとんど農村公園とか規模の小さい公園が多数ございます。その中に先ほど申し上げました長沼の旧アキタ電子の周辺でございますけれども、開発行為をした場合については、開発業者に3%の緑地を設けるような指導をしておりますので、それが義務としてなっております。そういうところの活用というものも含めて利用するということでございます。そういう中で、やはりあそこには向陽町のところにも広場ございます。向陽町と、それから今のアキタ電子のところの広場がございます。向陽町のところについては遊具はないわけでございますけれども、町内の方から旧アキタ電子のところについては、子どもが多いので遊具を設置して欲しいという強い要望がございまして、昨年だと思いましたが、遊具を設置して、やはり小さい子どもさんが安全に遊べる場所ということで、そういう遊具も設置をしたという経緯がございます。ですから、そういうものを含めた際に、やはりその公園というのは、いろんな目的があっている、使用する方によってもいろんな使い道がございます。ですから、やはりその使っていただく方々が利用する際に、その公園の選び方ということも必要だと思いますけれども、市と致しましては、追分地区にはいろんな公園がございますので、いろんな利用方法ができるのかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 7番、ありますか。

○7番（佐藤敏雄） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

公園につきましては、遊具の設置をしていただけているとあります。これは子どもだけではなくて年配の方、他市、他県の方ではですね、進んでいるところでありまして、ストレッチ機能を備えた、簡単にですね、そんなにコストもかかりません。私、調べましたところ、簡単に設置して、背中を伸ばせるとか、お年寄りが気軽に来て、本当に休んでいただけるとか、そのような公園のも最近出ております。そういった面からも、子どもだけに目をやるのではなくて、お年寄り、年配の方にも配慮したような公園づくりを今後進めていただければと思います。一番いいのは、本当はふれあい公園の建設をしていただければ、私は本当にありがたい話であります。将来性のそのコスト面や財源の問題もあります。したがって、現在は厳しいということでもありますので、是非そのような細かい点について精査していただいて、住みよい公園にしていいただければと思います。1番についての質問は終わります。

2番の劣化ミラーの危険箇所についてであります。

先ほど、破損しているところでは角度の調整をしているとございましたが、私、結構調査をしたところによりますと、危険な箇所と思われるところについては多々ございました。本当に雨よけの劣化が著しいものとか、もうミラーが曇って全然、冬ではないのに、もう夕方になるともうほとんど見えないとか、そのようなものもあり、拝見した中で本当に昭和56年、それから昭和58年、60年など昭和時代に設置されたミラーもありました。きちっとしてこのミラーとしての役割を果たせるのであれば何も言うことはございませんが、ドライバーの目線に立った場合、安全に確認ができるとは言い難いものがあります。その辺について市民からの声があると思われませんが、当局側としていかがなものですか、お答えをお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 佐藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

危険なそのカーブミラー等の対応ということでございますが、地域からのそういった通報があった場合につきましては、その都度現場に赴き対応をとっているつもりでございます。場合によっては、その通報者である自治会、それから交通安全協会等の方々と立ち会いをした上で対応をしているところでございます。

今後市の方でもパトロール等実施してございますけれども、通報があり次第、現場に赴き対応してまいりたいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） カーブミラーの件でございますけれども、これは国道とか県道というのは我々関知しませんが、これはなかなか時間がかかると。市道の場合については、予算の関係だと思っておりますが、いずれにせよ、これもなかなかそのカーブミラーの要求はあるけれども実態を見てみますと、遅々として進まないという表現はまずいんですが、余り早く迅速にいけないような気がしますので、今後、財源等、財政等もにらみながら、カーブミラーについてはある程度余裕をもった、年間予算、当初組んだ後でも劣化、あるいは壊れる可能性もあります。それらを含んだ予算も必要ではないかと考えていますので、これは財源との関係、財政との関係ですが、そういう考えを持っています。

○議長（伊藤榮悦） はい、7番。

○7番（佐藤敏雄） 前向きなご答弁ありがとうございます。劣化ミラーの件につきましては、財政の面と相談ということで、できればですね、私が提案をしましたこの（2）

の『くもらーず』ですね、このようなものもございます。『くもらーず』は本当にコスト的な面からも、まずメンテナンスフリーということもあり、電気を使わないということでもありますので、将来的に見ても、これは十分設置をしても損はしないミラーではないだろうかと、危険度の高い箇所におかれましては、本当に設置する価値は十分にあるのではないかと私は思いますので、本当に安全性を高めていただきたいと思います。2番目の質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、3番目の農業の就労問題についてであります。

先ほどお聞きしましたところ、新規就労者ということでまず6名、2名いらっしゃるということでありました。潟上市の農業振興地域整備計画書の中では、農業就業者の動向について平成23年から平成27年は、新規就労者は2名、離職就労者は2名、新規青年就労者は1名の見通しでありました。先ほどお聞きしましたところ、新規青年就労者は現在6人とのことでもありますので、若者のまず農業に対する関心が大変高まっていると見受けられます。今後、当市としても、本当に更なる新規就労者の確保に努めていただき、しっかり定着できるような施策を進めていただきたいと思います。この点について何かございましたらもう一度ご答弁お願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 7番佐藤議員にお答えを致します。

国の政策の中で、やはり新規就農者の方々に対する制度というのが、ここ数年変わってきております。その中で先ほど言いました青年就農給付金というのが、制度が国の方で立ち上げたというのが新たに就農者の方々を増やす原因ということになっております。

それから、農地につきましても集約をしていくと。やはり大規模農家がある程度つくっていかないと経営が成り立たないというようなことで、そういうことも含めた政策が行われております。そういうことを含めて、やはり新たに農業を行う方々ということ、やはりつくっていかねばならないというふうに感じております。

今回9月定例会にも皆さんからご審議をいただくこととなりますけれども、園芸メガ団地に対して予算を計上しております。これもやはり新たな就農者の青年の方々を、今、研修を受けて、これから農地がなくて、やはりこれから農業をやっていきたいという方々を支援をするためのものもございます。そういうことも含めて今回、園芸メガ団地についての予算も計上させていただいたということで、国の制度、それから県の方で

もこういうメガ団地構想をつくっているということは、新たな農家の方々を増やして、青年の方々を増やしていくというような制度が国・県が進めていると、それに市が乗っかって一緒に進めているというのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 7番、質問ありますか。

○7番（佐藤敏雄） ご答弁ありがとうございます。

参考までに、新規青年就労者に限らずして、また、他の市では新年度から農業の担い手確保ということで、リタイヤ世代の就農呼び込みにも力を入れ始めているところがございます。市内の遊休農地を市が借り受けまして、希望者には栽培できる状態にした約100㎡の遊休農地を提供し、交流人口の増加や定住促進にもつなげている取り組みをしております。潟上市も、このような取り組みをしているとは思いますが、このような政策と一緒にしながら、農業の振興に今後も取り組んでいただければと思います。

私からの再質問は終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって7番佐藤敏雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、明日9月10日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

午後 3時12分 散会